

## 第4章 災害応急対策

災害応急対策の実施に当たっては、住民に最も身近な行政主体として、第1次的には町が当たり、県が、町を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、町の対応能力を超え、県の支援を受けてもなお不足するような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。このほか広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

## 第1節 災害発生直前の対策

担当 防災総括班、消防班

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

### 第1 警報等の伝達

担当 防災総括班、消防班

気象業務法(昭和27年法律第165号)等関係法令に基づき発表される特別警報・警報・注意報並びに地震情報等の町への迅速かつ正確な通報・伝達体制等は、本計画の定めるところによるものとする。また、町及び前橋地方気象台は、住民の自発的な避難判断等を促すため、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、発表・伝達するものとする。

#### 1 伝達体制の整備

##### (1) 体制の整備

町長は、特別警報・警報・注意報等の受信、伝達が迅速かつ的確に行われるよう、町内における体制を常時整備しておくものとする。

##### (2) 伝達責任者

町は、特別警報・警報・注意報等の伝達を迅速かつ的確に実施するため、総務部長を伝達責任者に定めるものとする。

ア 勤務時間中においては、伝達責任者として総務部長が必要に応じて町長に連絡するものとする。

イ 勤務時間外、休日においては、特別警報・警報等を受領した日直者等が総務部長に直ちに報告し、総務部長は町長に連絡するものとする。

#### 2 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(1) 気象等特別警報・警報・注意報の種類及び概要

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 命を守る最善の行動が求められる警戒レベル5に相当
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再認識するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再認識するなど、自らの避難

	行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。

(注)

- ① 大泉町は急傾斜地などの土砂災害が発生する箇所がないことから、大雨特別警報（土砂災害）及び大雨警報（土砂災害）は発表されない。ただし、大雨特別警報（浸水害）及び大雨警報（浸水害）は発表される。
- ② 特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。
- ③ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

(2) 特別警報・警報・注意報の発表区域

特別警報・警報・注意報の発表単位は市町村とする。なお、大雨などの特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。大泉町は「伊勢崎・太田地域」に含まれる。

資料編 ○大泉町の特別警報・警報・注意報発表基準一覧表  
○群馬県の天気予報及び注意報・警報の発表区域覧

(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

本編第2章第4節第3「大雨・洪水警報等を補足する情報」を準用する。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県南部または北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、群馬県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に気象庁予報部もしくは前橋地方気象台が発表する。

ア 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう発表する。なお、大泉町は急傾斜地などの土砂災害が発生する箇所がないことから土砂災害警戒情報は発表されない。

イ 記録的短時間大雨情報

町が警戒レベル4相当の状況になっており、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、気象情報の一種として、気象庁が発表する。(1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測・解析した場合)

ウ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている間に、群馬県を対象に発表する。発表区域は「群馬県南部」「群馬県北部」とする。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、気象庁が群馬県を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(6) 消防法に基づく火災気象通報

ア 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき当該状況を県危機管理課に通報するものとする。

イ 火災気象通報を行う場合の基準は、次のいずれかの条件に該当したときに行う。

(ア) 実効湿度が50%以下で、最小湿度が25%以下になる見込みのとき(乾燥注意報の発表基準と同じ。)

(イ) 平均風速が13m/s以上吹く見込みのとき(強風注意報の発表基準と同じ。なお、

降雨、降雪中又はまもなく降り出すと予想される時は、通報しないことがある。)

- ウ 火災気象通報は、注意報・警報の発表区域に従い、市町村単位での通報とする。
- (7) 水防警報の種類及び発表基準  
本編第2章第4節第6「河川に関する水防警報」を準用する。
- (8) 指定河川洪水予報(国の機関が行う洪水予報)  
本編第2章第4節第5「洪水予報河川における洪水予報」を準用する。
- (9) 水防活動に関する警報・注意報  
本編第2章第4節第1「気象庁が行う予報及び警報」を準用する。
- (10) 災害時気象支援資料  
前橋地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。

### 3 気象注意報・警報等の通報伝達系統

- (1) 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等の通報伝達  
前橋地方気象台からの気象情報の伝達系統及び伝達手段図は本編第2章第4節第4「気象警報・注意報の伝達系統」を参照する。
- (2) 町における措置  
町長は、気象等の特別警報・警報・注意報について、県、消防庁等通報を受けたとき又は自ら知ったときは、次の措置等その対策を速やかに実施するものとする。  
特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民へ周知するものとする。  
ア 県出先機関等と緊密に連絡をとるほか、テレビ、ラジオ放送には特に注意し、適切な情報の把握に努め、その対策に万全を期するものとする。  
イ 県危機管理課から火災気象通報の伝達を受けたときは、消防本部と密接な情報交換を行い、その地域の条件を考慮のうえ火災警報を発令するものとする。  
ウ 警報等を住民及び関係者に徹底するにあたり、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置についても警告するものとする。  
エ 警報等を住民及び関係者に周知するに当たっては、おおむね次の方法等により速やかに行うものとする。その際、高齢者、障害者等避難行動要支援者及び要言語支援外国人等に確実に伝達するよう配慮するものとする。
  - (ア) 広報車等による広報
  - (イ) サイレン、警鐘による方法
  - (ウ) 伝達組織等を通じた方法
  - (エ) メール配信による方法
- (3) 勤務時間外における通報伝達  
勤務時間外に通報伝達される警報、地震情報及び火災気象通報等の通報伝達は、本編第4章第3節第4「職員の非常参集」の定めるところによる。
- (4) 住民等に対する気象情報の周知

- ア 放送機関は、前橋地方気象台から注意報又は警報等の伝達を受けたときは、放送を通じて住民等に周知するものとする。特に、警報については、速やかに周知するよう努めるものとする。
- イ 町は、県から注意報又は警報等の伝達を受けたときは、災害が発生する危険性が高い地域の住民等に対し、広報車、サイレン、使走等の方法により、速やかに周知するものとする。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に確実に伝達するよう配慮するものとする。なお、町が、大雨、暴風、大雪、暴風雪等の特別警報の伝達を受けたときは、町は直ちに住民等に周知するものとする。

4 異常現象発見時の措置

災害対策基本法に基づき災害が発生するおそれがある異常な現象(以下「異常現象」という。)を発見した者は、次により関係機関に通報するものとする。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官に通報するものとする。

(2) 警察官の通報

警察官は異常現象を発見し、又は通報を受けた場合は、速やかに町長に通報するものとする。

(3) 町長の通報

前記(1)及び(2)等により異常現象を承知した町長は、直ちに次の機関に通報又は連絡するものとする。

ア 前橋地方気象台

イ 県危機管理課、館林行政県税事務所その他異常現象に関係のある県関係機関

ウ 必要に応じ異常現象に関係のある隣接市町村

(4) 通報を要する異常現象

ア 著しく異常な気象現象

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、河川の著しい増水等

イ 火山現象

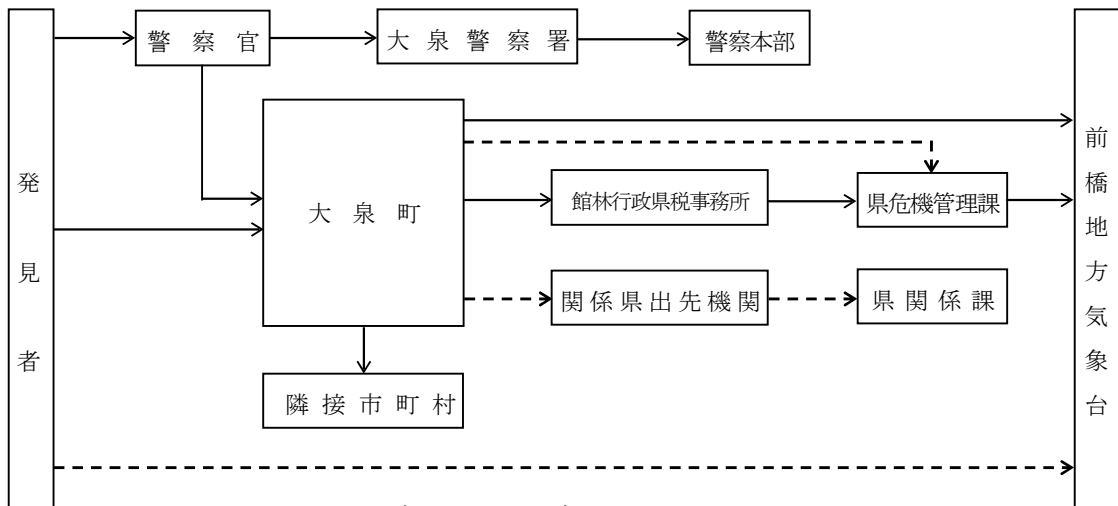
噴火、鳴動、降灰、噴気、噴煙の顕著な異常変化、湧水の異常変化等

ウ 地震

頻発地震(数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震)

(5) 異常現象の通報系統

通報系統は、次のとおりである



※発見者通報用ナビダイヤル：0570-015-024

## 第2 避難誘導

担当 防災総括班、消防班

避難情報に関するガイドライン（内閣府）に鑑み、避難誘導に係る計画を次のとおりに定めるものとする。

緊急時に際し、危険区域にある住民を安全区域に避難させるため、町は適切な避難指示等の発令を行うものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達すること及び対象地域の適切な設定等に留意し、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努め、必要により指定緊急避難場所・指定避難所を開設し、管理運営にあたるものとする。

また、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（分散避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ない場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

### 1 避難指示等

#### (1) 避難指示等の基準

避難指示等の基準は、下表のとおりである。

判断にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」を基に、災害が予想される現場からの巡視報告や今後の気象予想等を考慮した上で、また、避難経路等の状況から妥当性を検討し、総合的に判断するものとする。

町長は、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。

避難指示等	発 令 基 準
緊急安全確保	1 災害が発生又は切迫している状況。 2 水位観測所の水位が氾濫危険水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合。 3 河川管理施設等の大規模な異常（堤防の決壊や越水）を確認し、住家等に被害を及ぼす可能性が大きい場合。 4 河川の水位が護岸に達し、さらに水位の上昇が予想される場合。 5 火災が風下に拡大するおそれがあるとき。

避難指示	1 水位観測所の水位が避難判断水位に達し、水位の上昇が予想される場合。 2 河川管理施設等(堤防)の異常を確認した場合。 3 水位が護岸付近まで達し、さらに水位の上昇が予想される場合。
高齢者等避難	1 水位観測所の水位が氾濫注意水位に達し、水位の上昇が予想される場合。 2 町に大雨洪水警報が発表された場合。 3 河川が増水し、さらに水位が護岸付近まで上昇することが予想される場合。

(2) 避難指示等の内容

避難指示等は、次の内容を明示して行う。障害者等要配慮者及び要言語支援外国人等に配慮した簡潔にして要領を得た指示を行うものとする。

- ア 避難対象地域名
- イ 避難先(緊急安全確保含む)及び避難経路
- ウ 避難を必要とする理由
- エ 避難時の服装、携行品
- オ その他必要事項(災害危険箇所の存在等)

(3) 周知方法

避難指示等を発令した場合は、おおむね次の方法により当該地域の住民に伝達広報を行い、周知徹底を図るものとする。

また、伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

- ア 防災行政無線による伝達
 

防災行政無線を放送して伝達、周知する。
- イ 広報車による伝達
 

町所有の広報車又は必要により消防機関の広報車や警察のパトカーの出動を要請し、関係地域を巡回して伝達、周知する。
- ウ 警鐘、サイレンによる伝達
 

警鐘、サイレンを鳴らして伝達、周知する。
- エ 自治会長(又は自主防災組織の会長)による伝達
 

当該区域の自治会長(又は自主防災組織の会長)を通じて住民に伝達、周知する。
- オ 使走による戸別訪問
 

その他前記による伝達が不可能な場合、あるいは夜間停電時及び豪雨、暴風の場合には、使走の派遣又は警察官、消防団等に協力を依頼し、戸別訪問により伝達、周知する。
- カ メール配信による伝達
 

町のメール配信により文字情報としてメールを配信し、伝達、周知する。
- キ 電話配信サービス
 

災害などの緊急情報(台風発生時の避難指示等)を自動音声通話により一斉に電話配信

する。

(4) 避難指示等の周知

避難指示等を発令した場合には、当該地域の住民等と同様に関係機関に通知又は連絡するものとする。

ア 県危機管理課への報告

避難指示等を発令した場合には、館林行政県税事務所を経由して県危機管理課に報告する。館林行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接県危機管理課に連絡するものとする。

イ 避難所管理職員及び施設管理者への連絡

避難所として指定している学校等の施設の避難所管理職員及び施設管理者に対し、速やかに連絡し開設準備等を求めるものとする。

ウ 警察、消防機関等への連絡

避難住民の誘導、整理のため、警察等の関係機関に避難指示等の内容を伝えるとともに協力を求めるものとする。

エ 近隣市町村への連絡

災害の状況により、避難者が近隣市町村内へ避難する場合もあるため、近隣市町村にその旨を連絡し、協力を求めるものとする。

(5) 避難指示等の解除

避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

2 避難の方法

(1) 避難誘導の方法

避難誘導は、人命の安全を第一に考え、混乱を避け、安全かつ円滑に行うよう努めるとともに、要配慮者の避難にも十分配慮するものとする。

ア 避難誘導は、町職員のほか、警察官、消防団員、自治会長(又は自主防災組織の会長)等の協力を得て行い、できるだけ地域ごとの集団避難を心がけるものとする。

イ 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期する。また、夜間においては可能な限り照明器具等を使用して避難中の事故防止に努めるものとする。

ウ 避難立退きにあたっては、高齢者、障害者等避難行動要支援者を優先して行うものとする。

エ 避難は、原則として徒歩によるものとするが、状況により高齢者、障害者、乳幼児、病人又は歩行困難者は、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うものとする。

オ 避難指示等により必要な住民がとるべき行動は次の表のとおりである。

避難指示等	警戒レベル	住民がとるべき行動
緊急安全確保	警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない)</li> <li>●居住者等がとるべき行動：命の危険直ちに安全確保！</li> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>
避難指示	警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれ高い</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</li> <li>・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</li> </ul>
高齢者等避難	警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれあり</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</li> <li>・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</li> <li>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等及びその人の避難を支援する者</li> <li>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>

(2) 避難時の留意事項

避難にあたり次の事項を住民に周知徹底するものとする。

- ア 戸締り、火気及び電気ブレーカーの始末を完全にすること。
- イ 携行品は必要最小限度のものにすること。
- ウ 服装はなるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。
- エ 原則として徒歩によるものとし、車での避難は極力避けるよう指導すること。

(3) 避難終了後の確認

- ア 避難指示等を発令した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。
- イ 避難の指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置をとるものとする。

3 警戒区域の設定

(1) 町長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、基本法第63条第1項の

規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

(2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、町長その他町長の職権を行う者が現場にいないときは、基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(4) 知事による代行措置

県の地域に係る災害が発生した場合において、当該地域の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事は、災害対策基本法第73条第1項の規定に基づき警戒区域の設定権により、実施すべき応急措置の全部又は一部を町長に代わって実施するものとする。

(5) 町から関係機関への連絡

町は警戒区域を設定したときは、速やかに館林行政県税事務所、大泉警察署、大泉消防署等関係機関に連絡するものとする。

警戒区域の県への連絡は館林行政県税事務所を經由して県危機管理課、館林行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接県危機管理課に連絡するものとする。

4 災害未然防止活動

(1) 被災者への物資支援の充実

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(2) 水防活動の実施

水防管理者（町長）は、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所を発見したときは、直ちに応急対策として水防活動を実施するものとする。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

(3) 堰、水門、ポンプ場等の適切な操作

河川管理者、農業用排水施設管理者、その他の堰、水門、ポンプ場等の管理者は、洪水、豪雨の発生が予想される場合は、これらの施設について適切な操作を行うものとする。

## 第2節 発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保

担当 防災総括班、企画班、福祉こども班、住民経済班、都市建設班、教育班、消防班

風水害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

### 第1 災害情報の収集・連絡

担当 防災総括班、企画班、福祉こども班、住民経済班、都市建設班、教育班、消防班

町は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報(以下この節において「災害情報」という。)を迅速に収集しなければならない。その際、次のことに留意するものとする。

- ・ 情報の収集に当たっては、住民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとする。
- ・ 情報の錯綜等により各機関の報告内容はそのまま計上できないため、報告する際は、情報源を示して報告するものとする。
- ・ 災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な情報を報告するものとする。

#### 1 被害報告等取扱責任者

町長は、総務部長を被害報告取扱責任者とし、関係機関へ被害報告等を迅速かつ的確に処理させるものとする。

#### 2 災害情報の収集

町は、その地域防災計画の定めるところに従い災害情報を収集するものとする。特に、安否不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で安否不明となった者について、県警察等関係機関の協力をに基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

#### 3 被害等の調査

(1) 調査方法

ア 被害状況等の調査は、次のとおり関係機関及び団体の協力、応援を得て実施するものとする。

被害調査事項	協力応援機関・団体
人的被害	大泉警察署、大泉消防署、大泉町消防団
住家等一般被害	自主防災組織、大泉消防署、大泉町消防団
医療関係被害	館林市邑楽郡医師会
防疫、衛生関係被害	館林保健福祉事務所
農業関係被害	邑楽館林農業協同組合、東部農業事務所
商工業関係被害	大泉町商工会
土木施設関係被害	大泉町建設業者、館林土木事務所
上下水道施設関係被害	大泉町指定給水装置工事業業者、下水道排水設備指定工事店、群馬東部水道企業団
町有財産関係被害	各施設の長
社会福祉関係被害	各施設の長
教育施設等関係被害	各施設の長、東部教育事務所
火災・災害情報	大泉消防署、大泉町消防団

イ 自治会長(又は自主防災組織の会長)又は消防団の各分団長は、当該地区の被害状況を地域住民の協力を得て迅速かつ的確に把握し、町本部に報告するものとする。

ウ 本町は、大泉郵便局との「災害時における大泉町、大泉郵便局間の協力に関する覚書」に基づき、郵便局員から町内の被災状況等の情報を収集するものとする。

エ 前記アからウまで等により収集した被害情報は総務部長に集約し、総務部長は町長に報告するものとする。

**資料編 ○災害時における大泉町、大泉郵便局間の協力に関する覚書**

(2) 調査上の留意点

ア 被害状況等の調査にあたっては、関係機関相互に連絡を密にし、脱漏重複調査のないよう十分留意し、異なった被害状況は調整すること。

イ 被災世帯員数等については、現地調査のほか、住民登録、食料供給事務関係の諸帳簿と照合する等、的確を期すること。

4 報告の種別

町長は、町内の被害状況等について、次により報告するものとする。

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

ア 「災害報告要領」(昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知)及び「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防防第267号消防庁長官通知)の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握で

きた範囲から直ちに館林行政県税事務所を経由して県危機管理課に報告する。

イ この際、館林行政県税事務所連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

なお、館林行政県税事務所は、被害の拡大が予想されるときは、職員を町に派遣し、町からの連絡に遺漏がないよう配慮する。

ウ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

エ 応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

オ 具体的な報告方法は次による。

(ア) 災害概況即報

異常現象発見者からの通報等により災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内に「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)(災害概況即報)により館林行政県税事務所長あて、電話等により速やかに通報するとともに関係機関に連絡するものとする。なお、館林行政県税事務所連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告するものとする。

(イ) 被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第4号様式(その2)(被害状況即報)により報告する。

なお、報告の頻度は、次による。

- a 第1報は、被害状況を確認次第報告
- b 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告  
人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告
- c 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告

(ウ) 災害確定報告

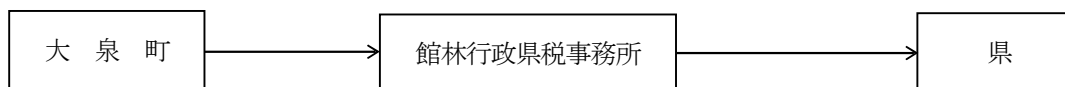
応急対策が終了した後10日以内に、「災害報告取扱要領」(災害確定報告)により館林行政県税事務所長あて、文書で報告するものとする。

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

町は、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡するものとする。

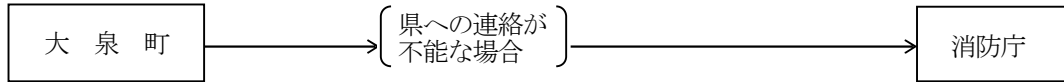
(3) 被害報告系統

ア 県への被害報告は、通常は次のとおりである。



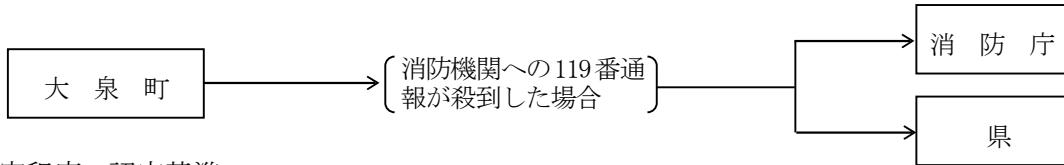
イ 被災等により県に報告することができない場合には、直接消防庁に報告する。

なお、この場合、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告する。



消防庁(応急対策室) 電話 03—5253—7527、FAX03—5253—7537  
 (宿直室) 電話03—5253—7777、FAX03—5253—7553

ウ 消防機関への119番通報が殺到した場合には、直ちに消防庁及び県に報告する。



## 5 被害程度の認定基準

前記3「報告の種別」により、報告するにあたっての「被害程度の認定基準」は、別表のとおりである。

### 別表

〈被害認定基準(災害概況即報・被害状況即報・災害確定報告)〉

<p>1 人的被害</p> <p>(1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。</p> <p>(2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。</p> <p>(3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。</p> <p>(4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。</p> <p>2 住家被害</p> <p>(1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(2) 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</p> <p>(3) 「半壊」とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p> <p>(4) 「一部破損」とは、全壊又は半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。</p>
---

とする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の極く小さなものは除く。

- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

### 3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物をいう。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

### 4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設をいう。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものと及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道及び簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。  
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員をいう。

### 5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

### 6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭

和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

## 第2 通信手段の確保

本編第2章第7節「通信連絡」を準用する。

## 第3節 活動体制の確立

担当 防災総括班、企画班、福祉こども班、住民経済班、都市建設班、会計班、教育班、消防班

町は、災害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、県その他関係機関と連携の上、応急対策の活動体制を迅速に確立する。

### 第1 災害対策本部の設置

担当 防災総括班、企画班、福祉こども班、住民経済班、都市建設班、会計班、教育班、消防班

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するための組織及び応急対策について定める。

#### 1 大泉町災害対策本部

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認める場合は、町長は災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、大泉町災害対策本部を設置するものとする。

##### (1) 設置及び廃止基準

###### ア 設置基準

(ア) 町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害について災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され、又は適用される見込みがあるとき。

(イ) 次の場合で町長が必要と認めたとき。

- a 気象警報又は特別警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応が必要な場合
- b 気象警報又は特別警報の発表の有無にかかわらず、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響から見て、その対応について町長による指揮が望ましい場合

###### イ 廃止基準

災害のおそれがなくなったとき、又は災害発生後における措置がおおむね完了したとき。

##### (2) 設置場所

災害対策本部は、大泉町役場内に設置する。なお、役場が被災するか、又はそのおそれのある場合は、「保健福祉総合センター」に本部を設置するとともに、速やかにその

旨を防災関係機関に連絡するものとする。

**資料編 ○防災中枢機能等一覧**

2 災害対策本部の活動の優先順位

災害対策本部の設置は、職員の動員とともにを行うため、その設置直後から完全な活動を実施することは困難である。

したがって、登庁した職員は、災害対策本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。

活動の優先順位は、おおむね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断するものとする。

① 通信手段の確保	⇒	防災総括班、企画班、会計班
② 被害情報の収集、連絡	⇒	防災総括班、企画班、会計班
③ 負傷者の救出・救護体制の確立	⇒	福祉子ども班、消防班
④ 医療活動体制の確立	⇒	福祉子ども班
⑤ 交通確保・緊急輸送活動の確立	⇒	都市建設班
⑥ 避難収容活動	⇒	福祉子ども班、消防班
⑦ 食料、飲料水、生活必需品の供給	⇒	住民経済班、都市建設班
⑧ ライフラインの応急復旧	⇒	都市建設班、水道、電気、ガス、電気通信各事業者
⑨ 保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施	⇒	福祉子ども班、都市建設班
⑩ 社会秩序の維持	⇒	大泉警察署、消防班
⑪ 公共施設・設備の応急復旧	⇒	企画班、都市建設班
⑫ 災害広報活動(随時)	⇒	防災総括班
⑬ ボランティアの受入れ(随時)	⇒	福祉子ども班
⑭ 二次災害の防止(随時)	⇒	都市建設班

**第2 災害対策本部の組織**

担当 防災総括班、企画班、福祉子ども班、住民経済班、都市建設班、会計班、教育班、消防班

1 災害対策本部の組織編成

大泉町災害対策本部の組織は別表1、事務分掌は別表2のとおりとする。

2 本部室

本部室は、災害応急対策に関する方針その他重要事項を掌る。

3 本部連絡員

- (1) 本部長が必要に応じ指名する者を若干名配備する。
- (2) 本部連絡員は、本部長の命を受けて、各班相互の連絡及び情報収集の事務を担当する。

4 本部長の職務代理者の決定

町長が災害発生時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、次の順位によるものとする。

- 第1順位 副町長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 総務部長

5 本部の標識の掲示

本部を設置した場合は、町役場正面玄関に「大泉町災害対策本部」の標識を掲示するものとする。

6 現地災害対策本部

次のいずれかに該当する場合に、災害地に現地災害対策本部を設置し、災害対策活動を行うものとする。

- (1) 災害地が本部から遠隔の場合
- (2) 本部長より設置を指示された場合

資料編 ○大泉町災害対策本部条例

7 関係機関への通報

本部を設置又は廃止したときは、速やかに次表に掲げる機関にその旨を通報するものとする。

通報又は公表先	通報担当 部・課	通報又は公表方法
庁内各課	総務部	庁内放送、電話、口頭その他迅速な方法
出先機関	各主管課	電話、FAX、口頭その他迅速な方法
県危機管理課及び 館林行政県税事務所	総務部	県防災行政無線、電話、FAX、文書その他迅速な方法
大泉消防署	〃	電話、FAX、文書その他迅速な方法
大泉警察署	〃	電話、FAX、文書その他迅速な方法
指定地方行政機関、指定公共 機関及び指定地方公共機関	〃	〃
隣接市町、公共的団体	〃	〃
一般住民	〃	広報車、電話、口頭(自主防災組織を通じ住民に)、メール等
報道機関	〃	電話、FAX、文書、口頭

別表1 災害対策本部の組織

本 部 室		班	課
本部長	町長	防災総括班	秘書室、総務課、安全安心課、 税務課、収納課、議会事務局、 監査委員事務局
副本部長	副町長 教育長	企画班	企画戦略課、財政課、財産管理課、 情報政策課、多文化協働課
本部員	総務部長 企画部長 福祉こども部長 住民経済部長 都市建設部長 会計管理者 教育部長 議会事務局長 太田市消防本部消防長	福祉こども班	福祉課、こども未来課、高齢介護課、 健康づくり課
		住民経済班	住民課、国保年金課、経済振興課、 農業振興課、農業委員会事務局
		都市建設班	都市整備課、土木管理課、公園下水道課、 環境整備課
		会計班	会計課
		教育班	教育管理課、教育指導課、教育保育課、 生涯学習課
		消防班	大泉消防署、消防団
本部連絡員	本部長が指名する者		

別表2 災害対策本部事務分掌

(副班長は課長)

班	課	分 掌 事 務
防災総括班 班長 総務部長	秘書室 総務課 安全安心課 税務課 収納課 議会事務局 監査委員事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策の本部に関すること。</li> <li>2 本部の総括に関すること。</li> <li>3 本部員の指示又は指令等に関すること。</li> <li>4 動員及び各班への増員派遣に関すること。</li> <li>5 気象情報及び気象予報の収集伝達に関すること。</li> <li>6 県及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>7 災害に関する情報収集及び被害状況の整理に関すること。</li> <li>8 避難指示等の発令及び伝達に関すること。</li> <li>9 自衛隊の災害派遣要請依頼に関すること。</li> <li>10 電力、電話の復旧要請に関すること。</li> <li>11 交通指導員その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>12 自主防災組織との連絡調整に関すること。</li> <li>13 防災ヘリコプター活用計画の作成に関すること。</li> <li>14 被害の発表報道等広報に関すること。</li> <li>15 被害記録写真の撮影及び各種資料の収集に関すること。</li> <li>16 受援に係る調整に関すること。</li> <li>17 罹災(被災)証明書の交付に関すること。</li> <li>18 町税の徴収猶予及び減免に関すること</li> <li>19 その他いずれの班にも属さないこと。</li> </ol>
企画班 班長 企画部長	企画戦略課 財政課 財産管理課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害関係の町民相談に関すること。</li> <li>2 相談所の開設に関すること。</li> <li>3 電話交換業務に関すること。</li> </ol>

風水害等対策編 第4章 災害応急対策

	情報政策課 多文化協働課	<ol style="list-style-type: none"> <li>4 災害応急措置資材の確保及び検査に関すること。</li> <li>5 ガソリン等の燃料確保に関すること。</li> <li>6 町有自動車の配車及び運行計画に関すること。</li> <li>7 民間輸送車両の確保に関すること。</li> <li>8 災害応急措置関係予算に関すること。</li> <li>9 町有財産の被害調査に関すること。</li> <li>10 外国人に対する情報提供に関すること。</li> <li>11 外国人に対する生活相談に関すること。</li> <li>12 外国人との渉外(大使館、外国救援団体等)に関すること。</li> <li>13 受援に係る調整の協力に関すること。</li> </ol>
福祉こども班 班長 福祉こども部 部長	福祉課 こども未来課 高齢介護課 健康づくり課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉施設災害情報の収集に関すること。</li> <li>2 救援物資の保管、受払い、配分計画及び給付に関すること。</li> <li>3 災害義援金品の募集配分に関すること。</li> <li>4 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営、管理に関すること。</li> <li>5 広域避難者の受入れに関すること。</li> <li>6 世帯更生資金の貸付けに関すること。</li> <li>7 要配慮者に係る災害情報の収集に関すること。</li> <li>8 要配慮者の救護に関すること。</li> <li>9 ボランティア活動の支援、推進に関すること。</li> <li>10 保健医療施設災害情報の収集に関すること。</li> <li>11 被災者の医療、救護、助産に関すること。</li> <li>12 救護所の設置管理、負傷者の収容に関すること。</li> <li>13 医療関係者の動員及び救護班の編成に関すること。</li> <li>14 救急薬品及び救護資材の調達、確保に関すること。</li> <li>15 感染症の予防に関すること。</li> </ol>
住民経済班 班長 住民経済部長	住民課 国保年金課 経済振興課 農業振興課 農業委員会事 務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 行方不明者の相談窓口に関すること。</li> <li>2 被災者の実態調査に関すること。</li> <li>3 商工関係災害情報の収集に関すること。</li> <li>4 生活必需品関係業者との連絡に関すること。</li> <li>5 農業関係災害情報の収集に関すること。</li> <li>6 被災農家の営農対策に関すること。</li> <li>7 被害農作物の技術指導に関すること。</li> <li>8 災害時における種苗、生産資材、肥料の対策に関すること。</li> <li>9 食料の調達及び供給に関すること。</li> <li>10 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営、管理の協力に関すること。</li> </ol>
都市建設班 班長 都市建設部長	都市整備課 土木管理課 公園下水道課 環境整備課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土木関係災害情報の収集に関すること。</li> <li>2 道路、河川及び水路の状況把握及び応急措置に関すること。</li> <li>3 道路、橋りょう及び河川の復旧に関すること。</li> <li>4 被災地における道路交通の指示及び制限に関すること。</li> <li>5 公営住宅関係災害情報の収集に関すること。</li> <li>6 罹災(被災)証明書交付に係る調査に関すること。</li> <li>7 建設業者との連絡調整に関すること。</li> <li>8 応急仮設住宅の建設に関すること。</li> <li>9 被害住宅の応急修理に関すること。</li> <li>10 建物の応急危険度判定調査に関すること。</li> <li>11 都市計画関係災害情報の収集に関すること。</li> <li>12 都市計画事業施行区域内の応急修理及び復旧に関すること。</li> <li>13 公園緑地関係災害情報の収集に関すること。</li> </ol>

風水害等対策編 第4章 災害応急対策

		<ul style="list-style-type: none"> <li>14 公園緑地等災害対策に関すること。</li> <li>15 開発関係災害情報の収集に関すること。</li> <li>16 応急仮設住宅敷地の確保に関すること。</li> <li>17 区画整理関係災害情報の収集に関すること。</li> <li>18 区画整理施行区域内の応急処理及び復旧に関すること。</li> <li>19 宅地の応急危険度判定調査に関すること。</li> <li>20 上水道施設関係災害情報の収集に関すること。</li> <li>21 関係機関との連絡に関すること。</li> <li>22 応急給水に関すること。</li> <li>23 水道施設の応急復旧に関すること。</li> <li>24 下水道施設関係災害情報の収集に関すること。</li> <li>25 下水道施設の応急復旧に関すること。</li> <li>26 指定工事事業者(給水装置工事・下水道排水設備工事)との連絡に関すること。</li> <li>27 被災地の公害対策に関すること。</li> <li>28 ごみ、し尿の処理に関すること。</li> <li>29 遺体の収容、埋葬に関すること。</li> <li>30 被災地の死亡獣畜の処理に関すること。</li> <li>31 放射線対策等に関すること。</li> <li>32 仮設トイレの設置に関すること。</li> </ul>
<p>会計班 班長 会計管理者</p>	<p>会計課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 応急対策購入物品の出納に関すること。</li> <li>2 防災総括班への協力に関すること。</li> </ul>
<p>教育班 班長 教育部長</p>	<p>教育管理課 教育指導課 教育保育課 生涯学習課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 教育関係災害情報の収集に関すること。</li> <li>2 関係機関との連絡に関すること。</li> <li>3 学校その他教育施設の応急に関すること。</li> <li>4 教育義援金品の受付、配分に関すること。</li> <li>5 児童生徒の避難等の指導に関すること。</li> <li>6 被災児童生徒の応急教育に関すること。</li> <li>7 教科書、学用品等の確保に関すること。</li> <li>8 社会教育施設の被害の応急措置に関すること。</li> <li>9 社会教育関係団体等の協力に関すること。</li> <li>10 体育施設、文化施設関係災害情報の収集に関すること。</li> <li>11 体育施設、文化施設の応急措置に関すること。</li> <li>12 被災文化財の情報収集に関すること。</li> <li>13 被災文化財の応急措置に関すること。</li> <li>14 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営、管理の協力に関すること。</li> </ul>
<p>消防班 班長 太田市消防 本部消防長</p>	<p>大泉消防署 消防団</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 河川情報の収集及びその他水害予防に関すること。</li> <li>2 火災の予防、鎮圧、警戒、速報に関すること。</li> <li>3 人命、財産の保護に関すること。</li> <li>4 行方不明者、遺体の捜索に関すること。</li> <li>5 避難誘導に関すること。</li> </ul>

### 第3 災害警戒本部等の設置

担当 防災総括班、企画班、福祉こども班、住民経済班、都市建設班、会計班、教育班、消防班

#### 1 災害警戒本部の設置

総務部長は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当し関係部長と協議の上必要と認めたときは、災害警戒本部を設置するものとする。

- (1) 県内に気象警報又は特別警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部相互の緊密な連絡・調整が必要な場合
- (2) 気象警報又は特別警報の発表の有無にかかわらず、県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について関係部相互の緊密な連絡・調整が必要な場合

#### 2 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の本部長は総務部長とし、各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

#### 3 災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない場合

災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない災害に対しては、各部署において関係機関と連携をとりながら適宜対応するものとする。この場合の各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

町長は、必要に応じ、大泉町水防計画の定めるところにより水防本部を設置するものとする。

なお、水防本部は、大泉町地域防災計画に定める災害対策本部を設置した場合は、廃止するものとする。

### 第4 職員の非常参集

担当 防災総括班、企画班、福祉こども班、住民経済班、都市建設班、会計班、教育班、消防班

災害応急活動に関し、所要の人員を確保するため次により動員を行う。

#### 1 町における職員の非常参集

##### (1) 動員の決定

ア 町長は、災害対策本部を設置したときは、次表の基準に従い動員の区分を決定するものとする。

イ 総務部長は、災害警戒本部を設置したときは、次表に掲げる「初期動員」の配備体制をとり、災害対策本部への移行も視野に入れた警戒体制とするものとする。

配備	状況	配備体制	配備要員
初期動員	・警報等が発令され、災害発生のおそれが認められる等、警戒体制をとる必要があるとき。	・災害警戒本部を設置し、情報収集・連絡活動を円滑に行い得る必要最小限度の体制とする。 ・避難所開設の必要がある場合は、開設の体制を整える。	・課長以上の職員 ・安全安心課・土木管理課の職員
1号動員	・かなりの被害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。	・災害対策本部を設置し、各班の必要人員を持って被害に対処し得る体制とする。	・課長以上の職員 ・秘書室・安全安心課・多文化協働課・福祉課・高齢介護課・土木管理課の職員
2号動員	・相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。 ・被害の規模等から見て1号動員では要員が不足するとき。	・災害対策本部を設置し、各班のほぼ半数の配備により相当規模の被害に対処し得る体制とする。	・係長以上の職員・総務部・多文化協働課・福祉課・高齢介護課・土木管理課の職員
3号動員	・大規模な災害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。 ・被害の規模等から見て町の総力を挙げて対応する必要があるとき。	・災害対策本部を設置し、全職員を挙げて大規模な災害に対処し得る体制とする。	・全職員

## 2 本部職員の動員伝達

### (1) 勤務時間中における動員伝達

本部長の決定に基づき、本部連絡員を通して配備要員に伝達するとともに、在庁時にあつては庁内放送を通じて庁内各班に伝達するものとする。また、総務部長は、消防団長に伝達するものとする。



### (2) 勤務時間外・休日等における動員伝達

勤務時間外の動員を迅速・的確に行い素早い初動体制の確立を図るため、勤務時間外の連絡体制の強化に努めるものとする。

ア 当直者は、配備基準に該当する気象予警報等が防災関係機関から通知され、又は住民から災害発生の通報等があった場合は、直ちに総務部長に連絡するものとする。

イ 総務部長は、直ちに状況を町長に連絡するとともに、副町長及び教育長にも連絡するものとする。

ウ 町長は、配備体制を敷く必要があると判断した場合には、災害に応じた配備体制を総

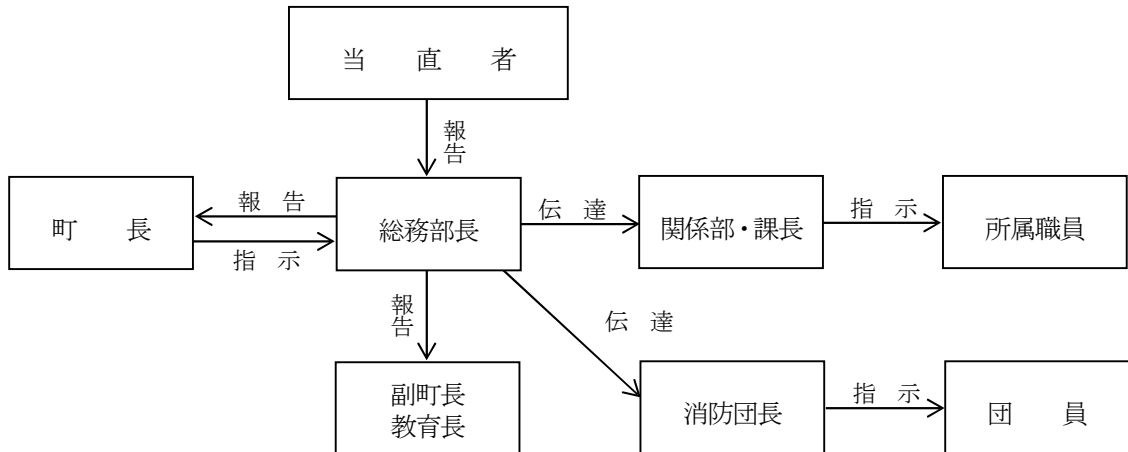
務部長に指示するものとする。

エ 指示を受けた総務部長は関係部課長に、関係部課長は所属職員に速やかに伝達する。

また、総務部長は、消防団長にも伝達するものとする。

オ 連絡を受けた職員は、指示に基づき以後の状況の推移に注意し、自宅待機あるいは速やかに登庁するものとする。

カ 職員は、動員命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、上司に連絡し、あるいは直ちに登庁し、上司の指示を受けるものとする。



### 3 職員の動員

#### (1) 動員伝達方法

動員の伝達方法は、一般加入電話(携帯電話等を含む。)、電子メール等により行う。

#### (2) 登庁場所

ア 動員の伝達を受けた職員は、可能な限り自己の勤務場所に登庁するものとする。

イ 道路の決壊等により自己の勤務場所に登庁することが困難な場合には、登庁可能となるまでの間、最寄りの避難所に指定されている公共施設等に参集し、避難所管理責任者及び当該施設長の指揮を受けるものとする。なお、この場合には、速やかに所属長にその旨を連絡するとともに、登庁可能となり次第、登庁するものとする。

#### (3) 登庁の方法

登庁にあたっては、被害の状況、道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段のほか、徒歩あるいは自転車、オートバイ等の活用に配慮するものとする。

#### (4) 登庁時の留意事項

ア 登庁にあたっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに所属長に報告するものとする。

イ 所属長は、当該課員からの被害状況等や課員の参集状況を取りまとめ、防災総括班に報告するものとする。

#### (5) 登庁の免除等

ア 災害により、本人又は家族が中傷以上の怪我を負い、あるいは住居が損壊するなど自

らが被災した場合には、所属長に対し、その旨を報告し、登庁の免除を受けるものとする。

イ 勤務場所あるいは最寄りの公共施設にも参集することができない場合には、所属長にその旨を報告し、登庁可能になるまでの間、地域の自主防災活動に従事するものとする。

#### 4 職員等の応援

##### (1) 役場内での調整

ア 各班長は、参集職員が不足し、災害応急対策の実施に支障が生じると判断した場合は、防災総括班に必要な要員数を連絡するものとする。

イ 防災総括班は、他班の職員参集状況を把握、調整し、緊急に実施すべき対策担当班から適正に人員を配置させるものとする。

##### (2) 他機関への応援要請

役場内では参集職員数が不足し、人員の調整ができない場合、また専門的な職種の人員が必要な場合は、町内関係団体に協力を依頼し、あるいは他市町村又は県に応援を要請するものとする。

## 第5 広域応援の要請等

担当 防災総括班
----------

### 1 町が行う応援の要請

町は、必要に応じ、他の市町村又は県に対し広域応援を要請するものとする。

応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとし、応援の受入れ体制・手順については、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」と整合を図るものとする。

#### (1) 他市町村に対する応援の要請

災害対策基本法第67条の規定に基づき、町長が他の市町村の長に対し応援を求めるものとする。

#### (2) 県に対する応援の要請

災害対策基本法第68条の規定に基づき、町長が知事に対し応援を求めるものとする。

### 2 消防機関が行う応援の要請

(1) 消防機関は、他の消防機関の応援を必要とするときは、消防機関相互間であらかじめ締結した協定又は消防組織法第39条の規定に基づき応援を要請するものとする。

(2) 消防機関は、他の都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の応援を必要とするときは、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し応援を要請するよう、知事(県危機管理課)に要求するものとする。

### 3 町が行う職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

町は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求めるものとする。

要請又はあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

(1) 国の機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第29条の規定に基づき、町長が指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請する。なお、町長が直接派遣を要請する場合は、次の事項を明示して、文書により行う。(災害対策基本法施行令第15条)

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 県に対する職員派遣のあっせんの要請

災害対策基本法第30条の規定に基づき、町長が知事に対し、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。なお、町長が、知事に対し職員の派遣についてあっせんを求める場合は、次の事項を明示して、文書により行うものとする。(災害対策基本法施行令第16条)

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 県又は他の市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第252条の17の規定に基づき、町長が知事又は他の市町村の長に対し職員の派遣を求めるものとする。

4 受援体制の確立

(1) 受援機関は、受援部門ごとに連絡窓口となる部署を定め、当該部署の名称、連絡責任者名、電話番号等を応援機関に通知するものとする。

(2) 受援機関は、受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保するものとする。

5 応援協定に基づく要請

町は、県内外の市町村等と締結している応援協定に基づき、災害時の応援を要請するものとする。

6 災害派遣トイレネットワークプロジェクト

町は、災害用トイレトレーラーを所有する自治体がトイレトレーラーによる相互支援を行う災害派遣トイレネットワークプロジェクトに基づき、被災地へのトイレトレーラー派遣及び本町が被災した際のトイレトレーラー受入れの体制構築に努めるものとする。

資料編 ○消防相互応援協定書(館林地区消防組合)  
 ○災害応援協定書(太田市)  
 ○群馬県防災航空隊応援協定  
 ○「みんな元気になるトイレ」派遣協力等に関する協定書

## 第6 県防災ヘリコプターの要請

担当 防災総括班

災害が発生した場合、広域的で機動性に富んだ活動が可能である県防災ヘリコプターを要請し、災害応急対策の充実強化を図るものとする。

### 1 実施責任者

防災航空センター(県防災ヘリコプター)の緊急運航に関する要請は、「群馬県防災航空隊応援協定」の定めるところにより、町長が実施するものとする。

### 2 防災航空センターの応援要請

要請の基準は、次のいずれかに該当し、県防災ヘリコプターの運航が必要と認められる場合とする。

- (1) 町の消防力のみでは、災害の防除又は軽減が困難と認められる場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) 県防災ヘリコプターの運航により災害の予防・改善に相当の効果が期待できるものと認められる場合
- (4) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、県防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

資料編 ○群馬県防災航空隊応援協定

### 3 ヘリポート予定地の確保

災害時における町のヘリポート予定地は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○ヘリポート適地一覧

## 第7 自衛隊への災害派遣要請

担当 防災総括班

本編第2章第11節第5「自衛隊の派遣要請」を準用する。

## 第4節 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

担当 都市建設班、住民経済班、消防班

風水害においては、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

また、風水害においては、堤防等の被害による再度災害、風倒木の流出による二次災害の危険性もあり、応急対策が必要となる。

### 第1 浸水被害の拡大の防止

担当 都市建設班、住民経済班、消防班

- 1 水防管理者は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、必要に応じて排水対策を実施するものとする。
- 2 水防管理団体及び水防協力団体は、備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供を依頼する。
- 3 農業用排水施設管理者その他の水門、水路等の管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行うものとする。

### 第2 風倒木による二次災害の防止

担当 都市建設班

町が管理する道路について、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去など応急対策を講ずるものとする。

### 第3 雪害の拡大の防止

担当 都市建設班

- 1 町は、積雪による交通障害の発生を防止するため、事前に定めた除雪計画等に基づき、道路の除雪を実施するものとする。
- 2 町及び関東地方整備局、関東運輸局(群馬運輸支局)を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する町が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を

構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

- 3 町は、積雪による家屋倒壊による被害の防止や生活道路の早期除雪のため、住民に対し、屋根の雪下ろしや生活道路の除雪を呼びかけるとともに必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。特に、一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯、母子家庭等の除雪の担い手が不足する世帯においては、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等と連携して除雪の支援を行うものとする。

なお、雪下ろし等の除雪作業に当たっては、転落等の事故防止について、注意を喚起するものとする。

#### 第4 被災宅地の二次災害対策

担当 防災総括班、都市建設班

町は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に調査し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るものとする。

#### 第5 空家の二次災害対策

担当 防災総括班、都市建設班、教育班

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、文化財担当部局と情報を共有するものとする。

## 第5節 救助、救急及び医療活動

担当 防災総括班、企画班、福祉こども班、消防班

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、住民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

### 第1 救助・救急活動

担当 防災総括班、企画班、福祉こども班、消防班

災害により被災した者に対し、町は、県、警察、消防機関、自衛隊、住民、自主防災組織等と連携して迅速、適切な救助・救急活動を行うものとする。

#### 1 実施責任者

被災者の救出は、原則として町長が行う。ただし、町のみでは対処できないときは、応援協定締結市町村、近隣市町村又は県にこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行い、知事から委任されたときは知事の補助機関として町長が行うものとする。

#### 2 救出方法

- (1) 住民からの通報又は町職員、消防団員等からの情報等を総合し、被害の状況を早期に把握するとともに、消防機関、警察等関係機関に連絡するものとする。
- (2) 救出活動は、町職員、警察官、消防職員、消防団員及び地区住民等により救出隊を編成し、救出に必要な資機材を投入して、迅速に救出作業にあたるものとする。

#### 3 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、町及び救出活動実施機関は、相互に調整の上、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請するものとする。

#### 4 安否不明者の絞り込み

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとし、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認められるときは、県と連携の上、安否不明者の氏名等の公表に協力するものとする。

#### 5 関係機関との協力

- (1) 救出活動を実施する場合は、大泉警察署その他関係機関と直ちに連絡をとり全面的な協力を得て万全を期するものとする。
- (2) 救出に際しては、負傷者の救護等が円滑に行われるよう、大泉消防署、医療機関等と

緊密な連絡をとるものとする。

(3) 自衛隊は、知事(県危機管理課)からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。

6 人員、救出資機材等の確保

救出活動に必要な人員及び資機材は、災害の規模、救出対象者数、救出範囲その他の事情に応じ、町長が必要に応じ関係各機関等に要請し、確保するものとする。

7 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の、救出に係る対象者、費用の限度額、期間等は、資料編に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

8 惨事ストレス対策

救助・救急を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

資料編 ○災害救助基準

第2 医療・助産活動

担当 防災総括班、福祉こども班

災害のため医療機関が混乱し、被災した住民が、医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療を施し、及び助産の処置を確保し、被災者への保護に万全を図る。

1 実施責任者

被災者に対する医療等の実施は町長が行うものとする。ただし、町のみでは対処できないときは、応援協定締結市町村、近隣市町村又は県へこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行うが、知事から委任されたときは、知事の補助機関として町長が行うものとする。

2 対象者及び範囲

(1) 医療

ア 医療を受ける者

(ア) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者

(イ) 医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

イ 医療の範囲

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

(2) 助産

ア 助産を受ける者

- (ア) 災害のため、助産の途を失った者
- (イ) 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者

イ 助産の範囲

- (ア) 分べんの介助
- (イ) 分べん前、分べん後の処置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

3 医療、救護活動

(1) 救護班の編成

町は、町内医療機関の協力を得て救護班を編成して、迅速な医療等の活動を行う。

(2) 救護班の派遣要請

町長は、負傷者等が増大し、救護に不足を生じた場合は、日本赤十字社群馬県支部又は館林保健福祉事務所を経由し知事(医務課)へ救護班の派遣を申請するものとする。

(3) 傷病者の搬送

町は、傷病者を災害現場から医療機関へ搬送する。搬送については、あらかじめ次の計画を作成しておき、迅速な実施を図るものとする。

ア 一般車両の通行規制等による緊急避難路の確保と緊急車両による搬送

イ 救護所への搬送手段の確保

ウ 搬送を支えるマンパワーとしての防災ボランティア等の活用

エ ヘリコプターによる搬送体制の確立

(4) 救急救命士による救急救命処置

救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまで、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施すものとする。

(5) トリアージの実施

傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分けるものとする。

軽傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重傷病者については災害拠点病院等で治療を行うものとする。

(6) 災害拠点病院の指定

県医務課は災害時の医療活動の拠点病院として、基幹災害医療センターを1箇所(前橋赤十字病院)、二次医療圏に地域災害医療センターを2箇所(SUBARU健康保険組合太田記念病院、館林厚生病院)指定している。

多発外傷等災害時に多発する重篤救急患者など町内医療機関では対応が困難な患者については、速やかに災害医療センターに搬送する。この場合、必要によっては、県に県防災ヘリコプターの出動又は自衛隊の派遣を要請するものとする。

(7) 救護所の設置

町長は、大規模な災害により医療機関が損壊し医療等ができなくなった場合は、救護所を設置し、応急医療を実施する。

救護所は関係機関と協議のうえ、必要に応じて、おおむね次の場所に設置する。救護所を設置したときは、広報車等により地域住民に周知するとともに、県に報告するものとする。

- ア 避難所
- イ 負傷者等の交通便利な場所
- ウ その他救護所設置に適した場所

(8) 医薬品、衛生材料の確保

医療機関の手持ち医薬品、衛生材料等により応急医療を行うものとするが、不足する場合には、県薬剤師会、群馬県医薬品卸売共同組合等の医薬品等関係団体に供給を要請するものとする。

(9) 被災者のこころのケア対策

町は、県が行う災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため、関係機関、団体等と連携を行う。

4 災害救助法による実施基準

医療及び助産の実施基準は、次のとおりである。

(1) 医療

ア 医療の対象者

災害のため医療の途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

イ 医療の範囲

- (ア) 診察
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護

ウ 費用の限度額

救護班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病院又は診療所 (医療機関自体の機能が麻痺した場合)	国民健康保険診療報酬の額以内
施術者	その地域における協定料金の額以内

エ 医療の期間

災害発生日から14日以内

(2) 助産

ア 助産の対象者

災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の方途を失った

者(死産及び流産を含む。)

イ 助産の範囲

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 費用の限度額

(ア) 使用した衛生材料及び処置費(救護班の場合を除く。)等の実費

(イ) 助産師の場合は、その地域の慣行料金の8割以内

資料編 ○災害救助基準
-------------

## 第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

担当 防災総括班、企画班、都市建設班

救助・救急活動、医療活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

### 第1 緊急輸送活動

担当 防災総括班、企画班、都市建設班

災害時における被災者の輸送及び応急対策要員並びに物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、町の保有車両等を動員するほか、輸送関係業者から調達するなど、輸送手段を速やかに確保する。

#### 1 実施主体

被災者の輸送及び応急対策要員並びに物資の輸送に必要な車両等は、町長(企画班)が確保するものとする。

ただし、町内で確保が困難なときは、県又は隣接市町等に応援を要請するものとする。

#### 2 輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

#### 3 輸送の優先順位

前項の配慮事項に基づき、輸送の優先順位は次のとおりとする。

##### (1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

##### (2) 第2段階

- ア (1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資

- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階
  - ア (1)、(2)の続行
  - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
  - ウ 生活必需品

#### 4 輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度、災害現場の被害状況等を勘案し、次の最も適切な方法により、また組み合わせて実施するものとする。

- (1) 自動車による輸送
- (2) 航空機による輸送
- (3) 人力による輸送

#### 5 輸送力の確保

輸送のための自動車等の輸送力の確保は、おおむね次の方法による。

- (1) 自動車による輸送

##### ア 庁用車両の配車

災害時における庁用車両の集中管理及び自動車の確保・配備は、企画班が行い、各班は緊急輸送用の自動車等を必要とするときは企画班に依頼するものとする。

企画班は、稼働可能な車両数を掌理し、要請に応じ適正に配車を行う。

なお、自動車による緊急輸送を行う場合には、本節第2「交通応急対策」に定める緊急通行車両の標章及び証明書を掲示、携行するものとする。

##### イ 車両の借上げ

各班からの要請等により庁用車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、企画班は、直ちに公共的団体の所有する自動車、又は町内運送関係業者等に協力を依頼し調達を図るものとする。

なお、特殊車両については、都市建設班が町内建設業者等から調達を図るものとする。

##### ウ 応援要請

町内で車両の確保が困難な場合は、必要により(一社)群馬県トラック協会等に対し協力を要請するとともに、近隣市町又は県に応援を要請するものとする。

- (2) 航空機による輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、町長は県に対して県防災ヘリコプターの派遣や自衛隊の派遣を要請し、緊急輸送を行うものとする。

防災ヘリコプターの出動要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本編第4章第3節第6「県防災ヘリコプターの要請」、本編第2章第11節第5「自衛隊の派遣要請」の定めるところによる。

(3) 人力による輸送

前2号による輸送が不可能な場合は、賃金職員等を雇い上げるなどして人力輸送を行うものとする。輸送のための労力の確保は、本編第4章第14節第5「労働力の確保」の定めるところによる。

6 緊急輸送路の確保及び救援物資集積場所の設置

(1) 緊急輸送路の確保

町は、災害発生直後から発生する緊急交通の円滑かつ確実な実施を図るため、他の道路管理者、警察等と連携して、本部、ヘリポート、救援物資集積場所等を結ぶ道路を交通規制するなど、緊急通行車両の通行に支障のないよう応急措置をとるものとする。

(2) 路上の車両等の撤去

ア 警察官(警察官がその場にはいないときは消防吏員又は自衛官)は、緊急輸送道路における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要があるときは、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、道路上の車両その他の物件を道路外の場所に移動させる措置をとるよう、当該物件の占有者、所有者又は管理者に命じるものとする。

イ (ア)の命令を受けた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないときは、警察官(警察官がその場にはいないときは消防吏員又は自衛官)は、自ら当該措置をとるものとする。

(3) 土地の一時使用等

道路管理者は、(2)の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

(4) 救援物資集積場所の設置

他市町村や県から搬送される食料・生活必需品等の集積場所は、いずみ総合公園町民体育館とする。災害発生時には、直ちに関係機関に当該施設の位置等を周知するものとする。

7 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の輸送についての概要は、次のとおりとする。

(1) 輸送及び移送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送については、次の範囲とする。

ア 被災者を避難させるため、町長及び警察官等避難指示者の指示による避難のための移送

イ 重傷患者及び救護班の仮設する診療所への患者の移送

ウ 飲料水の輸送及び飲料水確保のため必要な人員、機械、器具、資材の輸送

エ 被災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊出し用食料、薪炭、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医療品等の輸送

オ 死体捜索及び死体処理のための輸送

(2) 輸送の期間

輸送の期間は、次に掲げるようにそれぞれ救助の実施が認められている。

救助の実施が認められる場合	輸送期間	備考
被災者の避難	定めていないが1日位	
医療 助産	災害発生の日から14日以内 分べんした日から7日 //	
被災者救出 飲料水の供給	災害発生の日から3日 // // 7日 //	
物資の輸送配分	// 15日 //	(教科書以外の学用品)
	// 1箇月 //	(教科書)
	// 10日 //	(被服、寝具)
	// 7日 //	(食料、調味料)
死体の捜索	災害発生の日から10日以内	
死体の処理	// 10日 //	

(3) 輸送のための経費の限度額

輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

資料編 ○災害救助基準

第2 交通応急対策

担当 防災総括班、企画班、都市建設班

災害により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき、若しくは災害時における交通確保のため必要があると認められるときは、次により通行禁止又は制限等を実施するものとする。

1 交通規制

(1) 交通規制の区分

災害時において道路施設の破損等により交通に支障があるときは、次の区分により措置するものとする。

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	知事 町長	1 道路の破損、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止又は制限をすることができる。	災害対策基本法第76条
		2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合、通行禁止その他の交通規制をすることができる。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条第1項
察	大泉警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
	警察官	1 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき。 2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第2項、第4項

2 町における措置

(1) 被害状況等の把握

大規模災害発生後、都市建設班は、道路の陥没、橋りょうの落下その他の交通の障害状況等を的確に把握するため、速やかに道路の被害状況を調査する。調査にあたっては、町の防災中枢機能と近隣市町村とを結ぶ町道等を重点に調査するものとする。

また、警察、道路管理者及び各地区消防団、自治会長(又は自主防災組織の会長)等から交通規制情報、被害情報を収集し、道路の通行可能状況を把握する。

(2) 関係機関等への連絡

都市建設班は、被害状況調査により把握した事項について速やかに町災害対策本部に報告するとともに、館林土木事務所、大泉警察署等関係機関に連絡するものとする。

(3) 道路の応急復旧作業

ア 応急復旧用資機材の整備

都市建設班は、平素から応急復旧用資機材の整備を推進する。また、町内民間団体の保有建設機械を把握するとともに、災害時の協力体制の確立を行っておくものとする。

イ 応急復旧作業順位の決定

都市建設班は、道路の被害状況に基づき、町の防災中枢機能(役場庁舎、指定避難所、ヘリポート等)を結ぶ町道を優先して啓開するものとする。

啓開にあたっては、大泉警察署、その他の道路管理者と調整のうえ、応急復旧順位を設定するものとする。

資料編 ○防災中枢機能等一覧

(4) 交通指導員による交通整理

町長は、大泉警察署とあらかじめ締結している「災害時における交通指導員の運用に関する協定書」に基づいて、交通指導員に緊急交通路の確保等、緊急時の交通整理を行わせることができる。

資料編 ○災害発生時における交通指導員の運用に関する協定書

3 交通規制時の警察官等の措置

通行禁止区域等における警察官等の措置については、次のとおりとする。

(1) 警察官の措置

災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、同法第76条の3の規定に基づき、次の措置をすることができるものとする。

ア その車両の運転者等に対し必要な措置を命じる。

イ 運転者等が命じられた措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自らその措置をとる。この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することができる。

(2) 自衛官又は消防吏員の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両その他の物件の所有者等に対して車両等の移動の措置命令等を行うものとする。

また、措置を命ぜられた者が措置をとらないとき又はその現場にいない場合は、やむを得ない限度において、当該車両その他の物件を破損することができる。なお、この場合、自衛官又は消防吏員は、大泉警察署長に対しその旨を通知することとする。

#### 4 交通規制時の運転者の措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、交通規制が行われている区域又は道路の区間(以下「通行禁止区域等」という。)に在る車両の運転者は、緊急通行車両の円滑な通行を行うため、次の措置をとるものとする。

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。
  - ア 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
  - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 交通規制が行われている通行禁止区域等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

#### 5 緊急通行車両の確認申請

##### (1) 緊急通行車両の確認手続

災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、県危機管理課、館林行政県税事務所、警察本部、大泉警察署において実施する。

##### (2) 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本町においても庁用自動車については事前に公安委員会に申出申請を行い、交付を受けておくものとする。

##### (3) 緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分するものとする。

##### ア 第1順位の対象車両

- (ア) 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (ウ) 被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員
- (エ) 医療機関に搬送する重傷者
- (オ) 交通規制に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

- (カ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

- (キ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資これらを輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、

緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

イ 第2順位の対象車両

- (ア) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (イ) 軽傷者及び被災者の被災地外への輸送
- (ウ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

ウ 第3順位の対象車両

- (ア) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (イ) 生活必需品

これらの者を輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

(4) 確認事務に係る関係機関の連携

知事(県危機管理課・館林行政県税事務所)及び公安委員会(警察本部・大泉警察署)は、災害応急対策の進捗状況を考慮した上で、それぞれの段階に応じ、互いに連携し統一して優先順位を決定し、緊急通行車両の確認を行うものとする。

(5) 確認手続

緊急通行車両の確認の手続は、次のとおりとする。

- ア 申出者 当該車両の使用者
- イ 申出書の様式 様式1
- ウ 受付窓口 県…館林行政県税事務所又は総務部危機管理課  
公安委員会…大泉警察署交通課又は警察本部交通規制課
- エ 交付物件 緊急通行車両確認証明書(様式2)  
標章(様式3)
- オ 確認処理簿 様式4の例による。

## 第7節 避難収容活動

担当 防災総括班、企画班、福祉こども班、住民経済班、都市建設班、教育班

風水害のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、速やかに避難場所へ誘導することは人命の確保につながるものであり、また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

### 第1 指定緊急避難場所の開放

担当 企画班、福祉こども班、住民経済班、教育班

- 1 町は、発災時(災害が発生するおそれがある場合を含む。)には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- 2 町は、指定緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を総合防災情報システム等により速やかに県(館林行政県税事務所を経由して危機管理課、館林行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、大泉警察署、地元消防機関等に連絡するものとする。

### 第2 指定避難所の開設・運営

担当 企画班、福祉こども班、住民経済班、教育班

- 1 指定避難所の開設
  - (1) 町は、発災時に必要に応じ、洪水等の危険性に十分配慮し、あらかじめ指定した指定避難所の中から安全な避難を確保できる施設を選定し、指定避難所を開設するものとする。また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
  - (2) 町は、災害の規模や予測される避難機関等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定または協定を締結した施設を福祉避難所として開設するものとする。
  - (3) 町は、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、当該施設の管理者の同意を得て避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等多様な避難場所の確保に努める

ものとする。

- (4) 町は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (5) 町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

資料編 ○指定緊急避難場所・指定避難所一覧

2 開設予定避難所の安全性の確保

指定避難所開設に先立ち、避難予定施設が浸水等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認するものとする。

(1) 施設管理者等によるチェック

避難予定施設の管理者又は社会福祉班は、施設周辺の地盤状況など異常現象を確認するとともに、災害発生時には速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を町災害対策本部に報告するものとする。

(2) 応急危険度判定士によるチェック

応急危険度判定士の資格を有する者を開設予定避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。危険度判定士が不足する場合には、隣接市町村及び県に派遣を要請するものとする。

3 指定避難所開設の広報

指定避難所及び福祉避難所を開設したときは、速やかにメール配信、町ホームページ、広報車等により開設場所を避難者に周知するものとする。

4 関係機関への連絡

町は、指定避難所及び福祉避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、開設状況等を総合防災情報システム等により速やかに県(館林行政県税事務所を經由して危機管理課、館林行政県税事務所)に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、大泉警察署、太田市消防本部等関係機関に連絡するものとする。

5 指定避難所の管理等

(1) 避難所管理職員の派遣

指定避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに各指定避難所に避難担当の所属職員を派遣し駐在させ、当該施設の勤務職員と連携して避難住民及び指定避難所の管理にあたるものとする。

指定避難所の責任者は、災害対策本部又は災害警戒本部が指名する職員とする。

(2) 自主防災組織等への協力要請

町長は、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、また避難者による

自主組織により指定避難所を運営するものとする。

(3) 避難住民の把握

指定避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握するものとする。

(4) 避難者に対する情報の提供

住民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報を適宜提供するものとする。  
また、情報提供に当たっては、在宅避難者等への情報提供についても配慮するものとする。

(5) 指定避難所管理職員の業務

- ア 避難人員の実態把握
- イ 町本部との連絡調整
- ウ 指定避難所開設の記録
- エ 食料、飲料水、生活必需品等の給与
- オ 必要な設備、備品の調達
- カ 避難者のニーズの把握と町本部への伝達
- キ 避難者のプライバシーの確保(特に避難が長期化した場合)
- ク 仮設トイレの設置・管理
- ケ 避難者のメンタルヘルス及び健康管理
- コ その他

(6) 要配慮者への配慮

町は、指定避難所の運営に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者の健康状態の保持に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や福祉施設等への移動入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。

また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努めるものとする。

(7) 感染症への対応

町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(8) 男女のニーズの違いへの配慮

町は、指定避難所の運営に当たっては、次により、男女のニーズの違い、女性や子供等に対する性暴力・DVの防止等に配慮した運営を行うよう努めるものとする。

- ア 指定避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。
- イ 指定避難所運営体制への女性の参画を進める。
- ウ 指定避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。
- エ プライバシーを確保するために間切り等を設置する。
- オ 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。
- カ 安全を確保するために男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。

- キ 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。
- ク トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、照明を増設する。
- ケ 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。
- コ 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(9) 在宅被災者への配慮

ライフラインの途絶等により指定避難所の近隣に居住する在宅被災者がその生活に困難をきたしている場合は、避難者用の応急物資を在宅者へも配給するなど配慮するものとする。

特に、在宅の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。

6 良好な生活環境の確保

(1) 町は、次により、指定避難所等における良好な生活環境の確保に努めるものとする。

ア 受け入れる避難者の人数は当該指定避難所等の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、近隣の指定避難所等と調整し適切な受入人数の確保に努める。

また、観光客等の帰宅困難者についても指定避難所等に受け入れるものとする。

イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ指定避難所等に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。

ウ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

エ 自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。

オ 指定避難所等における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。

カ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。

キ 必要に応じ、指定避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

ク 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(2) 町は、各指定避難所等の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所等における

正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、町は、指定避難所等の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地

域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

(3) 避難者は、指定避難所等の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

#### 7 災害救助法による指定避難所の開設

災害救助法が適用された場合の指定避難所の開設については、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

##### (1) 指定避難所

学校、体育館等の既存の建物を使用することを原則とするが、適当な建物がない場合は、野外に仮設した仮小屋、天幕等とする。

##### (2) 指定避難所に収容する被災者

- ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者
- イ 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- ウ 現に被害を受けるおそれがある者
- エ 観光客及び帰宅困難者

##### (3) 指定避難所開設の方法

- ア 学校、体育館等既存建物を応急的に整備して使用するか、適当な施設を得がたいときは、野外に仮小屋を仮設し、若しくは天幕により開設するものとする。
- イ 災害の状況により、町で処理が困難の場合は、隣接市町へ収容を委託するものとする。
- ウ 公用令書により土地建物を使用する場合もあるものとする。
- エ 指定避難所の開設期間

指定避難所の開設期間は、災害発生の日から最大限7日以内とし、事情やむを得ない場合に限り厚生労働大臣の承認を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

##### (4) 指定避難所開設のための費用

指定避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費は、災害救助基準によるものとする。

資料編 ○災害救助基準

### 第3 応急仮設住宅等の提供

担当 防災総括班、都市建設班

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

## 1 実施責任者

町は、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理を実施する。ただし、町において対処できない場合は、近隣市町村、県建築課、国及びその他の関係機関の応援を要請する。

また、災害救助法が適用されたときは、町長が知事を補助して行い、知事から実施の委任を受けた場合は、町長が行うものとする。

## 2 実施方法

応急仮設住宅等に関する事務は、都市建設班がこれを実施する。

### (1) 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する。

#### ア 設置場所の選定

(ア) 建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議し、正式な賃貸借契約書を取りかわすものとする。

(イ) 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮するものとする。

#### イ 建設資機材及び業者の確保

応急仮設住宅の建設に当たっては、建築業者等に協力を要請する。また、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達のある場合は、県又は他市町村へ応援を要請するものとする。

#### ウ 入居者の選定

町長は、入居希望者のうち次の基準に適合する者を選定し、民生委員・児童委員、福祉事務所地区担当者、救助事務担当者等を構成員とする選考委員会により入居者を決定するものとする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 次に掲げる者で、自らの資力では住家を建築することができない者

a 生活保護法の被保護者及び要保護者

b 特定の資産のない失業者

c 特定の資産のない寡婦、母子世帯

d 特定の資産のない老人、病弱者又は身体障害者

e 特定の資産のない勤労者、小企業者

f a～eに準ずる経済的弱者等

#### エ 応急仮設住宅の運営管理

町は、応急仮設住宅の適切な運営管理に際し、こころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

(2) 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施して、災害発生の日から1ヶ月以内に完成するものとする。

また、町長は、修理対象世帯の選定に当たっては、次の基準に適合する者を選定し、必要がある場合は、民生委員・児童委員その他関係者の意見を聴くものとする。

ア 住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活が営み得ない状態にある世帯  
イ 次に掲げる者で、自らの資力では住家を建築することができない者

- (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- (イ) 特定の資産のない失業者
- (ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯
- (エ) 特定の資産のない老人、病弱者又は身体障害者
- (オ) 特定の資産のない勤労者、小企業者
- (カ) (ア)～(オ)に準ずる経済的弱者等

3 公営住宅及び民間賃貸住宅のあっせん

応急仮設住宅の供給に合わせて、既設の町営住宅の空家を利用するとともに、民間賃貸住宅の所有者及び管理事業者等の協力を得て、被災者に対し入居のあっせんを行うものとする。

4 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の、応急仮設住宅、住宅の応急修理の対象者、費用の限度額、期間等は、資料編に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

5 要配慮者への配慮

応急仮設住宅を建設する際には、建物の構造及び仕様について高齢者、障害者等要配慮者に配慮するよう努める。また、入居に際しても、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努めるものとする。

## 第4 広域一時滞在

担当 防災総括班、福祉こども班

広域的、大規模な災害が発生した場合には、住民の避難収容が町内だけでなく、県内の他市町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定される。

このため、以下に、広域一時滞在が必要となった場合の手續等について定める。なお、他市町村との相互応援協定等に基づき、住民の広域一時滞在を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、町は、他市町村等へ住民の広域一時滞りに係る協議を行う段階等において、県危機管理課へ広域一時滞りに係る情報を適宜報告するものとする。

1 県内の他の市町村への広域的避難等

(1) 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した

場合においては、当該市町村に直接協議するものとする。

- (2) 町は、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県危機管理課に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。
- (3) (1)の協議を受けた市町村（以下本項目において「協議先市町村」という。）は、被災した住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、被災した住民に対し公共施設その他の施設（以下「公共施設等」という。）を提供するものとする。
- (4) (1)の協議を受けた協議先市町村は、当該市町村区域において被災した住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設を管理する者等に通知するとともに、本町に対し、通知するものとする。
- (5) (4)の通知を受けた町は、速やかにその内容を公示し、県危機管理課に報告するものとする。
- (6) 町は、協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。

## 2 他の都道府県の市町村への広域的避難等

- (1) 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県内の市町村への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合においては、県危機管理課に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) (1)の協議を求めた市町村は、県より協議先都道府県からの通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災住民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知）を受けたときは、速やかに、その内容を公示するものとする。
- (3) (1)の協議を求めた市町村は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。

## 第5 広域避難者の受入れ

担当 防災総括班、福祉子ども班、住民経済班、都市建設班、教育班

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等から多数の避難者を県内に受入れることが想定される。

町では、県境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入れに迅速に対応できるよう受入体制を整備するとともに、被災県からの災害救助法に基づく応援要請があった場合は、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施するものとする。

### 1 収容可能な避難所情報の把握

- (1) 町は、県総務部から依頼を受けた場合、収容可能な避難所についての情報を提供する。

また、避難所の所在地、収容可能な人員数等の施設に関する詳細情報についても提供するものとする。

- (2) 町は、あらかじめ指定した避難所の中から、収容可能な施設を選定し、県総務部に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定するものとする。

## 2 広域避難者受入総合窓口の設置

- (1) 町は、町内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等町内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「広域避難者受入総合窓口」を設置する。広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県総務部へ報告するものとする。
- (2) 町は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図るものとする。
- (3) 町は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図るものとする。

## 3 避難所開設

県総務部から開設する避難所を選定した旨通知を受けた町は、避難所に避難担当の所属職員を派遣し、避難所を開設するものとする。

## 4 広域避難者の受入れ

- (1) 県総務部から受入れた広域避難者に対し実施する救助の方針について通知を受けた町は、避難所を開設し、広域避難者受入れを実施するものとする。
- (2) 群馬県と被災県が調整を実施する時間的余裕がない場合は、広域避難者は、開設された町の広域避難者受入総合窓口へ連絡し、群馬県及び県内市町村が調整した結果に基づき、各市町村等の運営する避難所へと移動するものとする。
- (3) 交通手段を持たない広域避難者の移動については、被災県または被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、町においてバス等の移動手段を手配する。

## 5 避難所の運営

- (1) 避難所における良好な生活環境の確保及び要配慮者等への配慮  
本編第4章第7節第2「指定避難所の開設・運営」を準用するものとする。
- (2) 広域避難者に係る情報等の県への報告  
町は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県へ報告するものとする。
- (3) 被災県からの情報等の避難者への提供  
町は、県総務部を経由して被災県から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について、広域避難者へ随時提供するものとする。  
この際には、県総務部が作成した生活支援関連情報を取りまとめた情報紙を使用するなど、広域避難者へわかりやすい情報提供に努めるものとする。

## 6 公営住宅及び民間賃貸住宅のあっせん

町は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいては、既設の町営住宅の空家を利用

するとともに、民間賃貸住宅の所有者及び管理事業者等の協力を得て、広域避難者に対し入居のあっせんを行うものとする。

7 小中学校等における被災児童・生徒の受入れについて

町教育委員会は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童・生徒の町内小中学校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施することとする。

8 県及び県内市町村との協力

町は、適宜県との連絡会議を開催するなどし、広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、県及び県内市町村と協力して広域避難者への支援に当たるものとする。

9 避難所の閉鎖

町は、県から避難所の閉鎖について通知を受けた後、速やかに避難所を閉鎖するものとする。

資料編 ○災害救助基準
-------------

## 第8節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

担当 防災総括班、福祉こども班、住民経済班、都市建設班

町は、被災者の生活を維持するため、必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。そのため、それぞれが備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、情報共有を図るものとする。

### 第1 食料の供給

担当 防災総括班、福祉こども班、住民経済班

災害時における被災者並びに災害救助及び緊急復旧作業等従事者に対して、応急食料の供給及び炊出しを実施するため、備蓄食料の放出や応急食料の確保を図り、食料供給の万全を図るものとする。また、要配慮者や宗教的ニーズに配慮するとともに、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。

#### 1 実施主体

町長は、あらかじめ災害時における食料備蓄・供給計画を策定し、被災者及び災害応急現地従事者の食料の確保と供給に努める。ただし、必要な食料の確保と供給ができない場合は、県又は隣接市町村に対し応援を要請するものとする。

また、災害救助法が適用されたときは、知事が町長の補助を得て行うものとするが、知事から実施を通知された場合には町長が行うものとする。

#### 2 応急食料の供給

##### (1) 供給を行う場合

次に掲げる場合で、町長が供給の必要を認めたときに行うものとする。

ア 被災者並びに災害救助及び緊急復旧作業等従事者に対し、炊出し等による供給を行う必要がある場合

イ 災害により食料品の販売機関等が混乱し、食品の購入が困難となったため、その機関を通じない供給を行う必要がある場合

##### (2) 応急食料

応急食料は原則として米穀とする。

##### (3) 備蓄食料の供給

町は、町公民館南別館及び町内に設置されている防災倉庫に備蓄しているアルファ米等を計画的に被災者に供給するものとする。

(4) 応急用米穀等の供給

備蓄食料のみでは不足する場合は、次により応急用米穀等を調達するものとする。

ア 町内製造・販売業者等からの購入

町内製造・販売業者、民間との災害に関する協定締結先等から購入し、必要な食料を調達するものとする。

イ 県への応援要請

(ア) 乾パン及び乾燥米穀の供給

乾パン及び乾燥米穀が必要な場合には、知事に対して「災害時における乾パン及び乾燥米飯の取扱要領」(平成19年3月30日付け18総食第1327号総合食料局長通知)に基づき、応援を要請するものとする。

(イ) 応急用米穀の供給

町長は、交通、通信の途絶等、災害地が孤立化等、災害救助法が発動され応急食料が必要であると認める場合は、知事に対して「米穀等の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付総食第113号総合食料局長通知)に基づき、応急用米穀の供給を要請するものとする。

3 救援物資集積場所

米穀販売業者、東部農業事務所等から集められた米穀等はいずみ総合公園町民体育館又は町が指定した場所に集積し、福祉子ども班が、ボランティア、地域住民等の協力を得て被災者等へ供給するものとする。

4 炊出しの実施

(1) 炊出し担当

炊出しは、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、住民経済班が行うものとする。

(2) 炊出し場所

炊出し場所は次のとおりとする。

場 所	所 在 地	電話番号
大泉町公民館	吉田2465	62-2330
大泉町文化むら	朝日5-24-1	63-7733
南保育園	仙石1-6-18	62-2033
西保育園	古米447	62-6020
北保育園	上小泉1014-1	62-2498
南中学校	吉田2465	62-2053
北中学校	城之内2-24-1	62-2059
西中学校	寄木戸533	63-8505
南小学校	仙石2-1-1	62-2227
北小学校	城之内1-21-1	62-2014
西小学校	古米106-1	62-3537
東小学校	朝日3-7-1	63-2971

(3) 実施上の留意事項

炊出しの実施にあたっては、各現場ごとに責任者を定め、人員の把握を行い、配分漏れのないようにするものとする。

5 食料の調達

町は、自らが備蓄している食料を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

- (1) 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
- (2) 製造・販売業者からの購入
- (3) 他市町村に対する応援の要請
- (4) 県に対する応援の要請

なお、食料の調達にあたっては、生鮮食料品の確保に配慮するものとし、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 炊出し対象者

避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者

(2) 炊出し期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に3日分以内の現物を支給することができる。

(3) 費用の範囲

災害救助基準による。

資料編 ○災害救助基準

## 第2 飲料水の供給

担当 防災総括班、都市建設班

災害のため飲料水が枯渇、又は汚染して現に飲用に適した水を得ることができない者に対しては、応急的に飲料水の供給(以下「応急給水」という。)を行う。

1 実施主体

応急給水は、群馬東部水道企業団に要請し実施するものとする。ただし、町長は、必要に応じて他の事業者等に応援を要請することができる。

## 2 実施方法

- (1) 町長の命により、都市建設班が群馬東部水道企業団と連携し実施する。
- (2) 確保する最少給水量は、1人1日3リットル程度とする。

## 3 応急給水の方法

被災地に近接する消火栓等の水道施設から給水し、これが不可能な場合は、次の方法により応急給水を実施するものとする。

- (1) 被災していない他の消火栓等から給水タンクその他の給水容器により運搬給水を行う。
- (2) 消火栓等が使用不能の場合は、浄配水場の配水池から給水タンクその他の給水容器により運搬給水を行うものとする。
- (3) 水道施設が使用できない等により給水が困難な場合は、水路又は防火用水等から汲み上げた水を使い、浄水機を使用して応急給水を行うものとする。
- (4) 応急給水をする場合は、被災住民に対して給水場所、時間等について広報を実施するものとする。
- (5) 応急給水は、医療機関、避難所、社会福祉施設等緊急性の高いところから優先して行うものとする。

## 4 応急給水用資機材の確保

町長は、応急給水が円滑に実施できるよう群馬東部水道企業団と連携を図り、応急給水用資機材の確保に努めるものとする。

なお、応急給水用資機材に不足が見込まれる場合は、速やかに県及び近隣市町に応援依頼するとともに、町内事業者の支援を受け、資機材を確保するものとする。

## 5 給水施設の応急復旧

### (1) 被害状況の把握

都市建設班は、災害発生後、直ちに給水施設の被害状況、電力等のライフラインの被害状況を把握するものとする。

### (2) 応急復旧工事の実施

都市建設班は、給水施設に被害が発生した場合には、群馬東部水道企業団と連携を図り、町内指定給水装置工事事業者等の協力を得て、速やかに応急復旧工事を実施し、飲料水の確保に努めるものとする。

## 6 応援要請

町は、給水の応援を求める必要を認めるときは、県に要請するものとする。ただし、特に緊急を要するとき、隣接市町村等に応援等の要請をすることができるものとする。

## 7 飲料水の調達

町は、自らが備蓄している飲料水を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

- (1) 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
- (2) 製造・販売業者からの購入

- (3) 他市町村に対する応援の要請
  - (4) 県に対する応援要請
  - (5) 義援物資の募集
- 8 住民への広報・情報連絡体制
- 町は相互連絡体制を確立するとともに、群馬東部水道企業団と連携を図り、住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報し、住民の不安の解消に努めるものとする。
- 9 災害救助法による実施基準
- 災害救助法が適用された場合の実施基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。
- (1) 対象者  
災害のため現に飲料水を得ることができない者
  - (2) 供給期間  
災害発生の日から7日以内とする。
  - (3) 費用の範囲  
災害救助基準による。
  - (4) その他  
町長は群馬東部水道企業団と連携を図り、供給区域に責任者を配し、給水の万全を期するものとする。

資料編 ○災害救助基準

### 第3 生活必需品等の供給

担当 防災総括班、福祉こども班、住民経済班

災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して被服、寝具その他の生活必需品を給与又は貸与する。

- 1 実施主体  
町長(災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長)。ただし、町のみでは対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は生活必需品の応援を要請する。
- 2 実施方法  
生活必需品の給与又は貸与は、福祉こども班がこれを実施するものとする。
  - (1) 生活必需品の範囲  
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- ア 寝具(毛布、布団等)
- イ 被服(肌着等)
- ウ 炊事道具(炊飯器、包丁、鍋等)
- エ 食器(茶碗、皿、箸等)
- オ 光熱材料(マッチ、ライター等)
- カ 日用品(石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、生理用品、おむつ等)
- キ 避難所生活に必要な応急資器材等(簡易トイレ、携帯ラジオ等)

(2) 供給対象者

供給対象者は、災害によって住家被害等により日常生活に欠くことのできない生活必需品等を喪失又は棄損し、これらの物資を直ちに入手できない状態にあるものとする。

(3) 物資等の調達

ア 町における物資

町は、町公民館南別館、各小学校内に設置する防災倉庫に分散して、毛布等の備蓄物資を備蓄している。これらの備蓄物資を、被災者に計画的に放出するものとする。

また、備蓄物資が不足する場合又は他の生活必需物資が必要な場合は、協定に基づいて町内業者等から調達するものとする。

資料編 ○条例・協定関係

イ 即時調達物資

即時調達物資は、必要に応じ、その都度商工会を通じ取扱い業者から調達するものとする。

(4) 配分

被災者への生活必需品の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 各避難所等における生活必需品の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

ウ 高齢者、障害者等要配慮者への優先配分

(5) 被災者ニーズの把握

避難所管理職員は、避難収容者が必要とする生活必需物資、必要量を把握し、防災総括班に報告するものとする。

3 広域応援体制

町は、必要な生活必需品の調達・供給ができない場合は、近隣の市町村に応援を要請し、なお不十分な場合は、県危機管理課に応援を要請するものとする。

## 第4 救援物資集積場所

担当 福祉こども班

県、他市町村等から送付された救援物資及び調達物資は、役場及び町で指定した場所に保管するとともに、関係機関に周知する。

集積場所における仕分けは、社会福祉班を中心にして、自主防災組織、ボランティア、地域住民等の協力を得て行う。

## 第5 災害救助法による実施基準

担当 防災総括班

災害救助法が適用された場合の実施基準は、おおむね次のとおりである。

- 1 給与又は貸与を受ける者
  - (1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)の被害を受けた者
  - (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
  - (3) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者
- 2 給与又は貸与する品目の範囲(現物をもって行う。)
  - (1) 被服、寝具及び身のまわり品
  - (2) 日用品
  - (3) 炊事用具及び食器
  - (4) 光熱材料
- 3 費用の範囲  
災害救助基準による。
- 4 給与又は貸与の期間  
災害発生の日から10日以内とする。

資料編 ○災害救助基準

## 第9節 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

担当 防災総括班、福祉こども班、住民経済班、都市建設班、消防班

町は、指定避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

### 第1 防疫・保健衛生活動

担当 福祉こども班、都市建設班

災害時には生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、適切な防疫措置を実施し、感染症発生の未然防止に万全を期すとともに、被災者の心身の健康等に十分配慮した保健衛生活動を実施するものとする。

#### 1 防疫対策

##### (1) 実施主体

被災地域の防疫は町長が、館林保健福祉事務所の指導、指示に基づいて実施するものとする。

被害が甚大で町のみでは実施が困難なときは、館林保健福祉事務所に応援を要請し、県又は他市町村からの応援を得て実施するものとする。

##### (2) 防疫の実施組織

町は、福祉こども班を中心に防疫実施のため必要数の防疫班を編成するものとする。

防疫班は、おおむね衛生技術者1名(班長)、事務職員1名をもって編成する。

##### (3) 防疫の方法

###### ア 感染症対策

町は、災害発生時において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下本節第1において「法」という。)の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

###### (ア) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒(法第27条)

町は、対象場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また消毒を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次に定める場所を消毒する。

- a 感染症の患者がいる場所又はいた場所
- b 感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所

c 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所

(イ) ねずみ族、昆虫等の駆除(法第28条)

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、また駆除を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、駆除を実施する。

(ウ) 物件に係る措置(法第29条)

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣料、寝具その他の物件について、感染症の病原体の性質その他の状況を勘案し、また消毒又は滅菌を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次の基準に従って実施する。

a 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。

b 廃棄にあつては、消毒、下記に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。

c 物件措置としての滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾燥滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。

(エ) 生活用水の供給(法第31条)

知事において、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止した場合には、町は、知事の指示に従い、生活の用に供される水の利用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

(オ) 県への連絡

町長は、感染症が発生し、又は発生する疑いがある事実を知った場合には、速やかに県に連絡し、必要な指示等を受けるものとする。

イ 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を命ぜられた場合には、その対象者及びその期日又は期間を指定して、予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条の規定による臨時予防接種を実施するものとする。

ウ 指定避難所の防疫指導等

町が指定避難所を開設した場合には、施設管理者は、県保健予防課又は館林保健福祉事務所の防疫関係職員の指導及び地区衛生委員の協力を得て避難所の防疫措置を実施し、指導の徹底を期するものとする。

(4) 防疫薬剤の確保

町は、防疫薬剤等を確保するとともに、防疫活動の円滑な実施を図るため、町内関係業者から防疫薬剤を調達するものとする。また、不足する場合には、県に防疫薬剤の調達のあつせんを要請するものとする。

2 保健衛生対策

(1) 実施主体

町は、県健康福祉課又は館林保健福祉事務所と連携し、次のように被災者の健康の確保に努めるものとする。

(2) 被災者の健康の確保

ア 被災者の心身の健康を確保するため、指定避難所や被災家庭に医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等を派遣する巡回健康相談等を実施するものとする。

イ 巡回健康相談等に従事する保健師等が不足する場合は、県健康福祉課に応援を要請するものとする。

ウ 健康相談等の実施に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者の心身の健康状態に特段の配慮を行う。また、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するものとする。

(3) 避難所の環境整備

町は、県健康福祉課又は館林保健福祉事務所と連携の上、指定避難所、仮設住宅における次の状況を把握し、生活環境の整備に努めるものとする。

ア 食生活の状況(食中毒の予防等への対応)

イ 衣類、寝具の清潔の保持

ウ 身体の清潔の保持

エ 室温、換気等の環境

オ 睡眠、休養の確保

カ 居室、便所等の清潔

キ プライバシーの保護

## 第2 清掃活動

担当 都市建設班
----------

被害状況を的確に把握し、被災地において発生するごみ、し尿を迅速に収集、運搬及び処分して、被災地の環境保全に万全を期するものとする。

1 実施主体

被災地の清掃は、町長が実施するものとする。ただし、町の被害が甚大で町のみでの実施が不可能又は困難なときは、館林保健福祉事務所に応援を要請し、県又は他市町村からの応援を得て実施するものとする。

2 ごみ処理対策

ごみ処理は、太田市外三町広域清掃組合クリーンプラザで実施するものとする。

(1) 被害状況調査・把握

ア 町は、速やかな被害状況の把握のため、調査地区、調査対象施設・設備及び調査者を明確にする体制を整備するものとする。

イ 町は、廃棄物処理施設等の被害状況報告を早急にとりまとめ、東部環境事務所へ連絡

する体制を整備するものとする。

(2) ごみ処理対策

ア 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握しごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の臨時点検等による処理能力を確認のうえ、ごみの収集、運搬、処分の対策を樹立するものとする。

イ 町は、ごみ処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、またごみ処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は近隣市町村へ応援要請を行うものとする。

ウ 町は、地区住民が道路上に廃棄物を出し交通の妨げとならないよう周知するとともに道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を指定し搬入等の協力を求めるものとする。

エ 町は、生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫上できるかぎり早急に収集運搬が行われるようその体制の確立を図るものとする。

オ 損壊家屋のがれきや焼失家屋の焼け残りについては、原則として被災者自ら町が指定する収集場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合及び道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は町が収集処理を行うものとする。

カ 災害時には粗大ごみ、不燃性廃棄物等が大量に出されるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合や交通の確保が困難で処理場への搬入ができない場合等が考えられるため、町は必要により生活環境や環境保全上支障のない場所で暫定的に積み置きできる場所を確保するものとする。

キ ごみ収集、運搬が不可能な地区に対しては、適当なごみ袋等を配布するものとする。

3 し尿処理対策

町は、処理施設の被害状況や道路通行状況等を把握して、必要により臨時収集運搬ルートを確認し、速やかに災害時の収集運搬計画を策定し、計画に基づいた収集体制の確保を図る。

(1) し尿収集

倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。

このため、町は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の臨時点検等による処理能力を確認のうえ、し尿の収集、運搬、処分の対策を樹立するものとする。

(2) 応援要請

町は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ早急に処理する必要がある場合は、県廃棄物・リサイクル課に応援要請するものとし、県廃棄物・リサイクル課は近隣市町村又は隣接県へ収集、処理の応援要請を行うものとする。

(3) 仮設トイレの設置

町は、避難所開設等の場合、共同の仮設トイレ等を早期に設置し、適正に管理するなどの対策を講ずるものとする。

なお、適正な管理のため以下の配慮に心がける。

- ア 掲示やチラシ等により仮設トイレの使用方法的周知を図る。
- イ 避難者の協力を得て、仮設トイレの清掃管理を行う。
- ウ 仮設トイレ使用に必要な設備・物品並びにし尿処理について手配する。
  - (ア) トイレトペーパー
  - (イ) 屋外における照明設備
  - (ウ) 水

4 災害時における動物の管理等

町は、関係団体と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生・管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。

資料編 ○ごみ処理施設 ○し尿処理施設 ○し尿処理業者
-----------------------------------

第3 障害物の除去

担当 都市建設班
----------

災害により、住居、道路及びその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活等に著しい障害を及ぼす障害物を迅速に除去し、被災者の保護を図るものとする。

1 実施主体

- (1) 障害物の除去は、町が実施するものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事が町長の補助を得て行うが、知事から委任されたときは、知事の補助機関として町長が行うものとする。
- (2) 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

2 実施方法

障害物除去の事務は、都市建設班が担当し、建設業者に要請し実施する。障害物の除去により、必要最小限度の日常生活が営めるようにするものとし、除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場所を選定し集積するものとする。

3 災害救助法による実施基準

障害物除去の実施基準は、次のとおりである。

(1) 障害物除去の対象者

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれてい

るため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者とする。

- (2) 除去の実施期間及び費用の限度額  
災害救助基準による。

資料編 ○災害救助基準

#### 第4 行方不明者の捜索及び遺体の処置

担当 防災総括班、都市建設班、消防班

町は、大泉警察署、大泉消防署、大泉町消防団等と連携して、行方不明者の捜索に当たる。遺体として発見された場合は、町は、大泉警察署及び大泉消防署の協力を得て、検視及び検案を行うのに適当な場所に収容する。

##### 1 実施主体

遺体の捜索、処理及び埋葬は、町長が行うものとする。ただし、町で対処できないときは、応援協定締結市町村、近隣市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請するものとする。

また、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行うが、知事から委任されたときは、知事の補助機関として町長が実施するものとする。

遺体の見分、検視は大泉警察署が行うものとする。

##### 2 行方不明者及び遺体の捜索

###### (1) 行方不明者に関する相談窓口の設置

家族から行方不明者の問い合わせ等について、町は都市建設班に相談窓口を設置し、大泉警察署と連携を図りながら、行方不明者に関する問い合わせ等に対処するものとする。また、行方不明者の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、特徴など必要事項を記録するものとする。

###### (2) 捜索活動

捜索活動は、町職員、消防団のほか大泉警察署、大泉消防署等に協力を要請し、必要な機械器具を借り上げ、捜索班を編成し実施する。また、必要により地域住民の協力を得て行うものとする。

行方不明者の捜索中に遺体を発見したときは、町災害対策本部及び大泉警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

###### (3) 捜索の依頼

遺体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び遺体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等を明示して、捜索を要請するものとする。

### 3 遺体の検視・調査及び検案

#### (1) 検視

大泉警察署は、群馬県警察医会の協力を得て、遺体の検視を行うものとする。

#### (2) 検案の実施

ア 遺体の検案は、原則として救護班の医師及び歯科医師が実施するものとする。

イ 洗浄、縫合、消毒等遺体処理に必要な物資の調達から処理に関するすべての措置を実施し、検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。

#### (3) 遺体の輸送

検視及び検案を終えた遺体は、町長が指定する遺体安置所に輸送するものとする。

資料編 ○寺院等一覧
------------

### 4 遺体の収容、安置

#### (1) 身元確認

大泉警察署等の協力を得て、遺体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

また、必要に応じて歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

#### (2) 遺体安置所の開設

町は町内の各寺院等に協力を求めて遺体安置所を開設するが、災害状況に応じて公共施設等の中から選定し開設するものとする。

遺体安置所の開設にあたっては、次により安置するとともに、遺体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

ア 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達するものとする。

イ 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保するものとする。

ウ 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺するものとする。

エ 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付するものとする。

### 5 遺体の引渡し

町は、遺族等から遺体の引取りの申出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡すものとする。

### 6 埋・火葬

(1) 町は、遺体について親族等の引取り手がない場合又は遺族等が埋・火葬を行うことが困難な場合、応急措置として火葬又は埋葬を行うものとする。

(2) 火葬は、大泉町外二町環境衛生施設組合斎場へ搬送して火葬を行うものとする。

(3) 埋・火葬期間は災害発生から10日以内とする。

### 7 広域応援体制

町は、自ら遺体の搜索、処理、埋葬の実施が困難な場合、近隣市町村又は県に応援要請を行うものとする。

8 災害救助法による実施基準

死体の搜索、収容、埋葬の実施基準は、次のとおりである。

(1) 死体の搜索

ア 搜索の対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定された者

イ 搜索の費用

搜索のための機械・器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 搜索の期間

災害発生の日から10日以内

(2) 死体の処理

ア 処理を行う場合

災害の際死亡した者について死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。

イ 処理の方法

救助の実施機関が、死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。

ウ 死体の処理期間

災害発生の日から10日以内

エ 死体処理に要する費用の限度

区分	限度条件
洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり「災害救助基準」に定める額とする。
死体の一時保存	既存建物利用の場合は当該施設の借上費について通常の実費 既存建物が利用できない場合 1体当たり「災害救助基準」に定める額とする。また、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は地域の慣行料金とする。
検案	原則として救護班が行う。

(3) 死体の埋葬

ア 死体の埋葬を行う場合

(ア) 災害時の混乱の際に死亡した者であること。

(イ) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

イ 埋葬の方法

土葬又は火葬による応急的な仮葬とする。

ウ 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

エ 費用の限度額

災害救助基準による。

## 第10節 被災者等への的確な情報伝達活動

担当 防災総括班、企画班

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

### 第1 広報活動

担当 防災総括班

町、県、指定地方行政機関等及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

#### 1 実施主体

災害時の広報活動は、防災総括班が行う。

#### 2 広報資料の収集

災害情報の収集は、本編第4章第2節第1「災害情報の収集・連絡」によるものとする。また、防災総括班は、取材班を編成して災害現場の写真撮影等を行うものとする。

#### 3 広報の手段

広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとする。特に停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体や広報車等での情報提供に努めるものとする。本町の広報手段は、主に次のとおりである。

- (1) 広報車
- (2) 広報紙
- (3) 防災行政無線
- (4) 掲示板
- (5) 自治会長(又は自主防災組織の会長)を通じての広報
- (6) 町ホームページ、電子メール及びSNS
- (7) Lアラート(災害情報共有システム)

----- 広報時の留意事項 -----

- ① 人心の安定を図るため、被害の状況(停電、断水及び交通機関の運行等の状況)とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。
- ② 広報車を利用する際は、各地区ごとに分担を定め、効果的な広報を行うとともに、地区ごとの被害状況や電気、水道等の復旧状況に応じた広報に留意する。
- ③ 在宅の一人暮らしの高齢者等に対しては、必要により自治会長(又は自主防災組織の会長)又は民生委員等に協力を依頼し、広報内容の周知を図る。
- ④ 外国人に対しては、外国人集住都市会議をはじめとする関係機関に協力を依頼し、ポルトガル語、スペイン語など必要な言語による広報を行う。

4 広報の内容等

広報にあたっては、おおむね次の事項に重点をおいて行うものとする。

- |                    |                                     |
|--------------------|-------------------------------------|
| ・気象・水象状況           | ・受診可能な医療機関・救護所の所在地                  |
| ・被害状況              | ・交通規制の状況                            |
| ・二次災害の危険性          | ・交通機関の運行状況                          |
| ・応急対策の実施状況         | ・ライフライン・交通機関の復旧見通し                  |
| ・住民、関係団体等に対する協力要請  | ・食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所               |
| ・避難指示等の内容          | ・各種相談窓口                             |
| ・指定避難所の名称・所在地・対象地区 | ・住民の安否                              |
| ・避難時の注意事項          | ・スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生活必需品を扱う店舗の営業状況 |

5 災害用伝言ダイヤル等の活用

災害発生時に、輻輳等により電話がつながりづらくなった場合でも、被災者が家族などに安否を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板(web 171)」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板サービス」を、開設するので、活用方法を広報誌への掲載、町役場・避難所等への掲示等により、住民に周知させるものとする。

6 情報提供機関の連携

町、県、指定地方行政機関等及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、災害情報の広報に当たっては、相互に連絡をとりあうものとする。

また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請するものとし、放送・報道機関は積極的に協力するものとする。

7 要配慮者への配慮

町、県、指定地方行政機関等及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、災害情報の広報に当たっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者がその内容を理解できるよう、広報の方法や頻度に配慮するものとする。

## 第2 広聴活動

担当 防災総括班

### 1 窓口の設置

町は、必要に応じ、発災直後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

### 2 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう務めるものとする。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に務めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

## 第11節 施設、設備の応急復旧活動

担当 防災総括班、福祉こども班、住民経済班、都市建設班、教育班、消防班

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止のための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

### 第1 施設、設備の応急復旧

担当 防災総括班、企画班、福祉こども班、住民経済班、都市建設班、教育班、消防班

#### 1 迅速な応急復旧の実施

- (1) 町、施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
- (2) 町は、情報収集で得た航空写真・画像等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。
- (3) 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、町は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。
- (4) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動するものとする。
- (5) ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する町、省庁、県ライフライン関係課等、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。道路管理者は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を行うものとし、県及び市町村のみでは迅速な対応が困難な場合には、国（国土交通省、防衛省等）と適切な役割分担等の下、道路啓開を実施するものとする。

## 第2 公共土木施設の応急復旧

担当 住民経済班、都市建設班

災害により公共土木施設(道路、河川等の土木施設及び農業用施設)が被害を受けた場合は、速やかな復旧活動を実施し当該施設の機能回復を図るものとする。

### 1 実施主体

公共土木施設等の応急対策は、各施設管理者が行うものとする。

ただし、施設管理者の行う応急措置の実施が困難なときは、関係機関の応援、協力を得て実施するものとする。

### 2 応急措置

#### (1) 道路施設

##### ア 被害状況の把握

各道路管理者は、災害発生後速やかに被害状況を調査し、県に報告するものとする。

##### イ 緊急道路の確保

(ア) 道路が被災した場合、各道路管理者の連携のもとに、被害程度に応じて、系統的な緊急路線を決めて復旧工事を実施するものとする。

(イ) 避難、救出、緊急物資、警察、消防等の活動に必要な路線を優先するものとする。

#### (2) 河川及び農業土木関係施設

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各施設の管理者は、それぞれの施設を巡視し、被災箇所を把握し必要な応急対策を実施するとともに、二次災害のおそれのある箇所については、町、県及び関係機関に早急に報告するものとする。

### 3 関係資料の整備

応急工事を施工する場合は、被害状況の写真その他関係資料を整備しておくものとする。

## 第3 電力施設の応急復旧

担当 防災総括班

### 1 迅速な応急復旧の実施

電気事業者及び県発電課は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

### 2 重要施設の優先復旧

電気事業者は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
  - (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所
- 3 大規模停電時等における電源車等の配備
- 町は、大規模停電発生時には、電気事業者及び県危機管理課と連携し、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備に努めるものとする。
- 4 電力関係機関相互間の応援
- 電気事業者及び県発電課は、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請するものとする。
- 5 送電再開時の安全確認
- 電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した上で送電を行うものとする。
- 6 広報活動
- 電気事業者は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

#### 第4 ガス施設の応急復旧

担当 防災総括班

- 1 迅速な応急復旧の実施
- 都市ガス事業者は、被災した都市ガスの貯蔵施設、導管等の施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。
- 2 重要施設の優先復旧
- 都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。
- (1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
  - (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所
- 3 代替設備の活用
- 都市ガス事業者は、必要に応じ、移動式ガス発生設備等の代替設備を活用して応急供給を実施するものとする。
- 4 ガス関係機関相互間の応援
- 都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請するものとする。

5 供給再開時の安全確認

都市ガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行うものとする。

6 広報活動

都市ガス事業者は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

## 第5 上下水道施設の応急復旧

担当 都市建設班
----------

1 水道施設及び下水道施設の応急復旧

(1) 都市建設班及び群馬東部水道企業団は、災害発生後速やかに上下水道施設の被害状況を把握し、必要な応急措置を施し、応急復旧計画を相互に策定するものとする。

(2) 都市建設班及び群馬東部水道企業団は、水道施設の被害状況に応じ、指定給水装置工事事業者等の協力を得て、速やかな応急復旧工事の実施に努めるものとする。

2 重要施設の優先復旧

都市建設班及び群馬東部水道企業団は、水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

(1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

(2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

群馬東部水道企業団は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施するものとする。

4 水道関係機関相互の応援

都市建設班及び群馬東部水道企業団は、上下水道施設の応急復旧に必要な要員、資機材が不足する場合、県及び近隣市町に応援を要請するとともに、町内事業者の支援を受け、資機材を確保するものとする。

5 広報活動

都市建設班及び群馬東部水道企業団は、水道施設及び下水道施設の応急復旧について、防災総括班との連携をとり、上下水道施設の被害の状況、復旧の見通し等についての広報を実施し、住民に対し広報を行うものとする。

## 第6 電気通信設備の応急復旧

担当 防災総括班

### 1 迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

### 2 重要施設の優先復旧

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

### 3 代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供するものとする。

- (1) 避難所等への特設公衆電話の設置
- (2) 避難所又は防災拠点等への携帯電話または衛星携帯電話の貸出し
- (3) 「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板サービス」、「災害用伝言板(w e b 171)」の提供

### 4 電気通信関係機関相互間の応援

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請するものとする。

### 5 広報活動

電気通信事業者は、電気通信の途絶・輻輳の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとする。

## 第12節 自発的支援の受入れ

担当 企画班、福祉こども班、会計班、教育班

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられる。このため、町は、これらの支援を適切に受け入れる必要がある。

### 第1 ボランティアの受入れ

担当 防災総括班、福祉こども班

町は、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの確立に努めるとともに、専門分野における行政とボランティアの連携の促進及び災害時のボランティア活動の支援のための諸対策を推進するものとする。

#### 1 平常時の対策

##### (1) 災害時救援ボランティア活動の啓発

町は、県と連携して広報紙、パンフレットその他あらゆる方法を活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発を行うものとする。

##### (2) ボランティアネットワークづくり

災害時の被災現地における一般ボランティアの受入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体やボランティア支援機関による連絡会議を設置し、情報交換等を行う連絡体制(ネットワーク)を確立するものとする。

##### (3) 専門領域におけるボランティア登録制度を創設

通信や建物危険度判定等の専門分野において登録制度を創設し、災害時の連携体制を確立するものとする。

##### (4) 災害時ボランティアコーディネーターの養成

災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう災害時に対応できるボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

#### 2 災害発生時の対応

##### (1) ボランティアの受入れ及び支援

町は、ボランティアの受入れ及びボランティアの活動が効果的かつ円滑に行われるよう、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターが行う以下の活動を支援するものとする。

ア 県ボランティア班との連絡調整

イ ボランティア受入れ状況の把握及びボランティア保険の加入支援

- ウ 指定避難所等におけるボランティアニーズの把握、調整
  - エ 活動拠点での事務機器等必要器材の調達及び提供
  - オ ボランティアの宿泊場所等のあるせん
  - カ 被災地、避難場所等の関係情報の提供
- (2) ボランティアの調整及び派遣
- ア 本部各班は、所管する分野においてボランティアが必要と判断された場合は必要とするボランティアの種類、人数を福祉こども班に報告するものとする。  
ボランティアセンターは、からの連絡を受け、ボランティア人員の調整・派遣を行うものとする。
  - イ ボランティアセンターは、ボランティアニーズを把握し、町内での調整が不能の場合は、県ボランティア班に連絡し、ボランティアの広域調整を依頼するものとする。
- (3) ボランティアによるボランティア活動の運営
- 大規模災害においては、行政機関のボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるので、町及びボランティア関係団体は、ボランティアの受入れ、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮するものとする。
- (4) 公共的団体等のボランティア活動への協力依頼
- 町は、町内の公共的団体等に対して、災害の状況に応じてボランティア活動の協力を依頼するものとする。
- 3 ボランティア活動の主な内容
- ボランティア活動の主な内容は、次のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導 情報連絡 給食、給水 物資の搬送・仕分け・配給 入浴サービスの提供 指定避難所の清掃 ゴミの収集・廃棄 高齢者、障害者等の介助 防犯 ガレキの撤去 住居の補修 愛玩動物の保護	被災者の救出(消防・警察業務経験者等) 救護(医師、看護師、救命講習修了者等) 建物応急危険度判定(建築士等) 外国語通訳 手話通訳 介護(介護福祉士等) 保育 アマチュア無線 各種カウンセリング

## 第2 義援物資・義援金の受入れ

担当 福祉こども班、会計班、教育班

災害に際し、地方公共団体、各種民間団体及び一般個人からの義援金品の募集並びに被災者へ

の配分について定めるものとする。

1 実施方法

義援金の受付及び管理は会計班、義援金品の募集及び配分は福祉こども班が実施するものとする。

2 義援物資の受入れ

(1) 需要の把握

町は、各指定避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類及び数量を把握するものとし、県が義援物資の受入れ可否を判断する際に情報共有を行う。

(2) 受入機関の決定

町は、相互に調整の上、義援物資の受入機関(町と県が個別に受け入れるか共同で受け入れるか)を定めるものとする。

(3) 集積場所の確保

町が受入機関とされた場合、送付された義援物資を保管及び仕分け作業に要する集積場所並びに人員、資機材を確保するものとする。

(4) 受入物資の仕分け

町は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行うものとする。

(5) 受入物資の配分

町が受け入れた物資については、町が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受け入れた物資については、町と県健康福祉課とで協議の上、配分先及び配分量を決めて配分するものとする。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意するものとする。

(6) ボランティア等の活用

物資の仕分け及び配分は、相当の労力を要するため、ボランティアや委託業者を活用するものとする。

(7) 小口・混載の義援物資

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、原則として受け付けないこととする。

資料編 ○防災中枢機能一覧
---------------

3 義援金の受入れ

(1) 義援金の募集

町は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集するものとする。

(2) 「募集・配分委員会」の設置

町は、義援金を募集するときは、次の機関で構成する「義援金募集・配分委員会」(事務局：県健康福祉部健康福祉課)を設置し、県内における義援金受入事務を一元化する

ものとする。

群馬県	群馬県町村会	日本赤十字社群馬県支部
大泉町	群馬県市議会議長会	群馬県社会福祉協議会
群馬県市長会	群馬県町村議会議長会	群馬県共同募金会

(3) 募集の広報

義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報するものとする。

(4) 義援金の配分

ア 義援金募集・配分委員会は、十分協議して配分額を定めるものとする。

イ 義援金の配分については、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

ウ 義援金の被災者への支給は、町が行うものとする。

## 第13節 要配慮者等の災害応急対策

担当 防災総括班、企画班、福祉こども班、教育班

### 第1 要配慮者対策

担当 防災総括班、企画班、福祉こども班、教育班

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家族や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの災害対応能力の弱い、いわゆる「要配慮者」が被害を受ける可能性が高まってきている。また、これらの要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられる恐れがある。

このため、町は、県、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者と連携して要配慮者の安全を確保するための災害応急対策を行うものとする。

#### 1 災害に対する警戒

- (1) 町は、気象に係わる注意報又は警報等が発表されたときには、河川管理者等と連絡を密にとり、河川水位等の防災情報を積極的に収集する。
- (2) 町は、今後の気象予測や河川水位情報から総合的に判断して、避難指示等の発令を行う。特に高齢者等避難は、要配慮者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を把握して発令する必要がある。
- (3) 町は、避難指示等が、確実に要配慮者に伝達できるよう様々な手段や方法を講じるものとする。なお、伝達の際は以下の事項に配慮するものとする。
  - ア 高齢者や障害者等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにするものとする。
  - イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
  - ウ 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮するものとする。
- (4) 町は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難指示等を直接伝達するものとする。

#### 2 避難指示等の発令・伝達方法

##### (1) 情報伝達ルート of 整備

避難指示等については、町から自治会長(又は自主防災組織の会長)を通じた要配慮者及び避難支援者等へ直接伝達する。この際、福祉関係機関・団体ネットワークを情報伝達に活用し、要配慮者及び避難支援者に対し確実に情報伝達する体制を整備するものと

する。

(2) 情報伝達手段

災害時における要配慮者への情報提供は、電話、携帯電話、広報車などのほか各障害の状況に応じて、情報手段を検討するものとする。

(3) 情報伝達責任者の明確化

要配慮者に対する情報伝達については、福祉こども班が行うものとする。

3 避難

町は、避難指示等を発令する場合には、次の事項を留意の上、個別避難計画に基づき要配慮者を安全な場所へ避難させるものとする。なお、避難支援の際は避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、可能な範囲で避難支援等を行えるよう避難支援関係者の安全確保に十分配慮する。

(1) 避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、遅れや避難途中での事故が生じないよう、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努めるものとする。

(2) 要配慮者を安全に避難させるため、介助人は、被害の状況、道路・橋梁等の状況を勘察し、もっとも安全と思われる経路を選定するものとする。

(3) 指定避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘察し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。一般の指定避難所においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うものとする。また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県(要配慮者利用施設所管の各課)に応援を要請するものとする。

(4) 指定避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者については、要配慮者利用施設への緊急入所を管理者に要請する。また、適当な入所先が確保できないときは、県(要配慮者利用施設所管の各課)に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

4 安否の確認

町は、災害発災時には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

## 第2 要配慮者利用施設の災害応急対策

担当 防災総括班、企画班、福祉こども班、教育班

社会福祉施設等要配慮者利用施設については、自力での避難が困難な高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等が多数入所又は通所していることから、当該施設が被災した場合、深刻な人身被害が生じるおそれがある。また、これらの要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、要配慮者利用施設の管理者は、入(通)所者の安全、健康等を確保するため、施設における災害応急対策を積極的に講ずるものとし、町は、要配慮者利用施設の管理者が行う災害応急対策を積極的に支援するものとする。

### 1 災害に対する警戒

(1) 要配慮者利用施設の管理者は、気象に係る警報又は注意報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

ア 発表された警報等の内容を施設の職員に周知するとともに、その後に発表される防災気象情報に十分注意を払う。

イ 必要に応じ、避難所を選定するとともに職員を招集し、入(通)所者の誘導態勢を整える。

ウ 地域住民、自主防災組織に対し、必要に応じ、協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。

エ 施設周辺の河川の増水や土砂災害の兆候等を監視する。

(2) 町は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報を直接伝達するものとする。

### 2 避難

(1) 要配慮者利用施設の管理者は、町長から避難指示等の発令があったとき又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意の上、入(通)所者を安全な場所に避難させるものとする。

ア 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、町、地域住民、自主防災組織、大泉消防署、大泉警察署等に応援を要請する。

イ 入(通)所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自主防災組織、大泉消防署、大泉警察署等に応援を要請する。

(2) 町は、避難指示等の伝達に当たっては、要配慮者利用施設に対する迅速な伝達に特段の配慮を行うものとする。

(3) 町、地域住民、自主防災組織、大泉消防署、大泉警察署等は、要配慮者利用施設に係

る迅速な避難誘導について特段の配慮を行うものとする。

3 避難生活

- (1) 施設管理者は、自施設の入(通)所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努めるものとする。
- (2) 町は、避難者に対する食料・飲料水・生活必需品の供給及び避難者の健康の保持に当たっては、要配慮者に特段の配慮を行うものとする。

4 他施設への緊急入所等

- (1) 要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請するものとする。
- (2) 要配慮者利用施設の管理者は、(1)の緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、県(要配慮者利用施設所管の各課)又は町に対し、入所先のあつせんを要請するものとする。
- (3) 県(要配慮者利用施設所管の各課)及び町は、(2)の要請を受けたときは、相互に連携し、あつせんに努めるものとする。

## 第14節 その他の災害応急対策

担当 防災総括班、住民経済班、教育班

### 第1 農業関係災害応急対策

担当 住民経済班

災害による農業関係被害の応急対策は、次により実施するものとする。

#### 1 実施主体

被災農家等に対する応急対策は、県の指導を得て、関係団体の協力のもとに町長が実施するものとする。

#### 2 災害応急対策

##### (1) 改植用苗の確保

ア 水害等により水稻の改植の必要が生じたときは、町内で可能な限り余剰苗の確保の徹底を図るものとする。苗の確保が困難な場合は、県に供給のあつせんを要請する。

なお、苗の使用にあたっては、必ず病虫害の防除を行うよう指導する。

イ 果樹の改植を必要とする場合は、県に改植用苗のあつせんを要請する。

##### (2) 病虫害防除対策

###### ア 防除の指示及び実施

町は、災害による病虫害の防除対策を実施するにあたり、県の指示に基づき防除班を編成して防除の実施を図るものとする。

###### イ 防除の指導要請

町は、必要があると認めたときは、県に県防除指導班の派遣を要請し、適切な防除を指導するものとする。

###### ウ 農薬の確保

町は、緊急に農薬の確保が必要な場合、県に農薬の緊急供給のあつせんを依頼するものとする。

###### エ 防除機具の確保

町は、緊急防除を促進する必要がある、町内で防除機具の確保が困難な場合は、県に必要な防除機具の調達を要請するものとする。

なお、町は、町内の防除機具の状況を把握し、緊急防除の実施に際し効率的に防除機具の使用ができるよう努めるものとする。

##### (3) 転換作物の導入指導

町は、邑楽館林農業協同組合等関係団体の協力を得て必要に応じ転換作物の導入を指

導するものとする。

(4) 家畜対策

ア 家畜の避難

町は、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかけるものとする。

イ 家畜の防疫及び診療

町は、家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、県畜産課、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力し、次の措置を講ずるものとする。

(ア) 動物薬品、機材は、農業協同組合等を通じて必要な薬品等の確保に努める。

(イ) 防疫班及び消毒班の派遣を要請し、防疫対策に努める。

(ウ) 獣医師を派遣又はあつせんする。

(エ) 病畜を発見したときは、飼養者に対し隔離等を指導する。

(オ) 死亡家畜については、飼養者に対し、死亡獣畜取扱場等で焼却又は埋却するよう指導する。

ウ 環境汚染の防止

町は、降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、飼養者に対し、し尿の汲み取りや土のう積み等の流出防止措置を講ずるよう指導するものとする。

## 第2 学校の災害応急対策

担当 教育班
--------

災害により通常の教育を行うことができない場合に、文教施設の応急復旧、応急教育の実施、学用品等の支給等により児童・生徒の教育の確保を図るものとする。

1 実施主体

町立の学校における災害応急教育は、町教育委員会が実施するものとする。ただし、学用品等の給与については、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行うが、知事から委任された場合は知事の補助機関として町長が、町教育委員会及び各学校長の協力を受けて実施するものとする。

2 文教施設等の応急復旧対策

(1) 被害状況の把握

教育班は、学校長から次の事項について情報を収集する。

ア 学校施設の被害状況(指定避難所開設可能状況を含む。)

イ 周辺地域の被害状況

ウ 教員その他職員の罹災状況

- エ 児童、生徒の罹災状況
- オ 応急措置を必要とする事項

(2) 応急復旧対策

文教施設、社会教育施設の中には、指定避難所に指定されているものもあるため、教育委員会は、収集した被害情報に基づき、関係機関と連絡を密にし、施設の早期復旧、応急修理等適宜の処置を速やかに実施するものとする。

3 応急教育の実施

町教育委員会は、災害の規模及び被害程度に応じて、おおむね次の方法により教育活動が災害によって中断することのないよう、災害の程度に応じ、次のような方法により、応急教育の実施に努めるものとする。

災害の程度	応急教育の実施予定場所
学校の一部が罹災したとき。	① 特別教室、体育館等の利用 ② 二部授業の実施
学校の全部が罹災したとき。	① 公民館、公共施設等の利用 ② 直近の学校校舎の利用 ③ 応急仮校舎の建築
特定の地区全体が罹災したとき。	① 災害を受けなかった地区の学校、公民館、公共施設等の利用 ② 応急仮校舎の建築
町内の大部分が罹災したとき。	隣接市町村の学校、公民館、公共施設等の利用

4 応急教育の方法

応急教育の実施にあたっては、施設の応急復旧の状態、教員、児童、生徒及びその家族の罹災の程度、交通機関、道路の復旧状況等を勘案し、次の措置をとるものとする。

- (1) 被害程度により授業が不可能と認められるときは休校する。ただし、正規の授業は困難であってもでき得る限り二部授業、分散授業等の方法により応急授業の実施に努めるものとする。
- (2) 授業が長期にわたり不可能のときは、学校と保護者との連絡方法、組織(通学班、子供会等)、家庭学習等の整備工夫をするものとする。
- (3) 応急授業にあたっては、罹災児童の負担にならないよう配慮するとともに、授業の方法、児童・生徒の保健、危険防止等に留意するものとする。

5 学用品等の支給

学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図るとともに、必要に応じて学校等に配布するものとする。

また、罹災児童・生徒に対する教科書及び学用品の給付は、災害救助法に基づいて行うものとする。

6 教育実施者の確保

- (1) 災害により教育職員に欠員を生じ、学校内の操作をしてもなお学級担任を欠き、又は教科指導等が困難な場合は、県教育委員会に要請して、教育職員を補充するものとする。
- (2) 補充にあたっては、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条による臨時的任用とするものとする。

7 災害時の応急措置

(1) 児童・生徒への対応

校長は、災害の状況に応じ、町教育委員会と連絡のうえ、次の措置をとるものとする。

ア 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、連絡メール等により保護者に伝えるものとする。

イ 授業開始後の措置

(ア) 児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童生徒を安全な場所に移動させるものとする。

(イ) 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送するものとする。

(ウ) 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検の上、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行うものとする。

ウ 校内保護

校長は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに町教育委員会に保護した児童・生徒数その他必要な事項を報告するものとする。

エ その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、町教育委員会と協議し、児童・生徒の安全を第一に考え決定するものとする。

(2) 避難措置

ア 実施責任者は、校長とする。

イ 避難順序は、秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、教職員等を必ず付けて誘導するものとする。

ウ 校長は、避難誘導の状況を逐次町教育委員会に報告し、又は町災害対策本部に通報するなどして保護者に通報するものとする。

エ 校長は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画を立て、明らかにしておくものとする。

オ その他児童・生徒の避難計画は、本章第1節第2「避難誘導」及び第7節第1「指定避難所の開設・運営」に準じて実施するものとする。

(3) 健康管理

ア 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期するものとする。

イ 被災児童・生徒の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等による

カウンセリングを実施するものとする。

ウ 浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレなど防疫上必要な箇所の消毒を早急を実施するものとする。

(4) 危険防止措置

ア 理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行うものとする。

イ 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図るものとする。

(5) 避難者の援護と授業との関係

学校が避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させるものとする。

8 災害救助法による実施基準

(1) 災害救助法による支給

学用品等の実施基準は、次のとおりである。

ア 給与対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により、学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童(盲学校、聾学校及び特別支援学校(以下「特別支援教育諸学校」という。))の小学部児童を含む。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援教育諸学校の中学部生徒を含む。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、特別支援教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。))。

イ 給与の品目、期間及び費用

給与品目等は、次のとおりである。

品目	期 間	費用の限度額
教科書・教材	災害発生の日から1カ月以内	小学校児童及び中学校生徒 } 「災害救助基準」 高等学校等生徒 } に定める額
文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり } 「災害救助法」 中学校生徒 1人当たり } に定める額
通学用品	災害発生の日から15日以内	高等学校等生徒 1人当たり }

(2) 災害救助法が適用されない場合等の措置

災害救助法が適用されない災害又は救助法適用災害で住家の被害が前記1の(1)に達しない場合で、学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対しては、必要に応じ原則として学用品をあっせんするものとする。

### 第3 文化財施設の災害応急対策

担当 教育班

#### 1 気象状況の把握

文化財の管理者は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

#### 2 文化財収蔵施設の安全性の点検

災害危険区域における文化財の管理者は、文化財収蔵施設周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、文化財施設の安全性を点検するものとする。

#### 3 観覧者の安全確保

災害危険区域における文化財の管理者は、次により観覧者の安全を確保するものとする。

- (1) 施設内に観覧者がいる時に施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、観覧者を安全な場所に移動させるものとする。
- (2) 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送するものとする。

#### 4 文化財の安全確保

文化財の管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずるものとする。

#### 5 災害情報の連絡

文化財の管理者は、観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

#### 6 応急修復

- (1) 文化財の管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。
- (2) 町は、(1)の応急修復について文化財の管理者から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

### 第4 動物愛護

担当 防災総括班

- 1 町は、避難所等における愛玩動物の状況等の情報を、県が設置する動物救護本部に情報の提供をするものとする。

- 2 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等にあっても放置することのないよう適切な対応に努めるものとする。

## 第5 労働力の確保

担当 防災総括班
----------

町職員のみでは災害応急対策の実施が困難な場合には、必要に応じて労務者を確保し迅速に応急対策を実施するものとする。

### 1 実施主体

災害応急対策の実施に必要な労働者等は、必要に応じ町長が確保するものとする。災害救助法が適用された場合は、町長に救助の実施が委任されているものを除き、その実施に必要な労働者等は知事が確保する。

### 2 実施方法

労働者の確保に関する事務は、防災総括班がこれを実施するものとする。

#### (1) 労働者の募集

防災総括班は、各班の必要とする職種別人員を把握し、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条に基づき労働者を募集するものとする。

#### (2) 労働者の供給あっせん要請

労働者の募集のみでは労働力の確保が不十分なときは、館林公共職業安定所長に文書又は口頭で労働者の供給あっせんに要請するものとする。

なお、館林公共職業安定所長に求人申込みをする場合は、次の事項を明らかにするものとする。

- ア 職種別所要労働者数
- イ 作業場及び内容
- ウ 労働条件
- エ 宿泊施設の有無
- オ その他の必要事項

### 3 災害救助法による実施基準

#### (1) 労働者雇上げの範囲

次の救助を実施するため必要があるときは、必要最小限の労働者を雇上げするものとする。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産における移送
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給

- オ 死体の捜索
  - カ 死体の処理
  - キ 救済用物資の整理、輸送及び配分
- (2) 雇上げ期間  
被災者の避難の場合は、被害が現に発生し又はそのおそれのある1日程度とし、他は当該救助の実施が認められる期間内とする。
- (3) 費用の範囲  
災害救助基準による。

資料編 ○災害救助基準

## 第6 災害救助法の適用

担当 防災総括班

町長は、当該災害が災害救助法の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに所定の手続を行うものとする。

### 1 実施主体

災害救助法による救助の実施は、知事が実施する。ただし、町長は、災害救助法第30条第1項の規定により、救助の実施に関する知事の権限に属する事務の一部を行うこととする場合は、知事から通知された事務内容を当該期間において行うものとする。

### 2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、町の区域単位に原則として同一原因の災害による被害の程度が次のいずれかに該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施するものとする。

- (1) 町の区域内の住家滅失世帯数が、60世帯以上に達するとき。
- (2) 県全体の区域内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、本町の区域の被害世帯数が30世帯以上に達するとき。
- (3) 県全体の区域内の被害世帯数が7,000世帯以上である場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の保護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 多数の者が生命若しくは身体に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

3 被災世帯の算定基準

(1) 被害の認定基準

被害の認定基準は、次のとおりである。

被害種類	認定基準
住家全壊 (全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(2) 住家滅失世帯の算定基準

- ア 住家が全壊、全焼、流失等した世帯は、滅失世帯の1世帯
- イ 住家が半壊、半焼等、著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1世帯
- ウ 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては、滅失世帯の3分の1世帯

4 救助の種類

救助法に基づく救助の種類は、次のとおりであり、概要は、資料編に掲げるとおりである。

- (1) 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 救助の実施機関

災害救助は知事(県危機管理課及び県関係課)が実施し、町長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を町長が行うこととすることができる。

6 救助の程度・方法・期間

救助の程度、方法及び期間は、厚生労働省が定める「災害救助基準」によるものとする。

7 適用手続き

救助法の適用手続きは、次による。

- (1) 町からの被害報告に基づき、知事(県危機管理課)は救助法が適用されるか否かを判断する。
- (2) 知事(県危機管理課)は、救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を公示するとともに、厚生労働省社会援護局長に報告する。
- (3) 知事(県危機管理課)は、救助の一部を町長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行うこととする期間を町長に通知するとともに公示する。

8 費用負担

- (1) 災害救助に要する費用は、まず県が支弁する。
- (2) 国は、県が支弁した費用について諸経費の合計額が100万円以上となる場合に、当該合計額が地方税法に定める当該都道府県の普通税の標準税率をもって算定した当該年度の収入見込額に対する諸経費の割合の部分に応じ、次表のとおり国庫負担する。

収入見込額に対する割合	2/100 以下の部分	2/100～4/100 の部分	4/100 超の部分
国庫負担率	50/100	80/100	90/100

資料編 ○災害救助基準